

# 公表用

27建企第624号  
平成28年3月22日

各 位

長 崎 県 土 木 部

## 長崎県建設工事共通仕様書の改定について

標記について、平成27年4月版として適用しているところですが、諸基準の改定等に対応するため、下記のとおり改定しましたのでお知らせします。

### 記

1. 改定図書 長崎県建設工事共通仕様書（平成28年4月）
2. 改定内容 別紙「改定箇所一覧表」による
3. 適用年月日 平成28年4月1日以降に、入札執行通知または公告する工事から適用する。

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (H28. 4. 1)

頁	改定前	改定後	摘要
共-1-1 共-1-3	<p>第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-2 用語の定義</p> <p>19. 通知とは、発注者または監督職員と受注者または現場代理人の間で、<del>監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員に対し、</del>工事の施工に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。</p>	<p>第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-2 用語の定義</p> <p>19. 通知とは、発注者または監督職員と受注者または現場代理人の間で、工事の施工に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。</p>	<p>発議者は双方であることがわかるので、文章表現を簡素化する。</p>
共-1-5	<p>1-1-7 工事实績情報の作成、登録</p> <p>受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報サービス（コリンズ）に基づき、受注・変更・竣工・訂正時に工事实績情報について、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、竣工時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。</p> <p>なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金額のみの変更の場合は原則として登録を必要としない。</p> <p>また、登録機関発行の「登録内容確認書（工事实績）」が受注者に届いた際には、その写しを速やかに発注者に提示し、「竣工時」は提出しなければならない。</p> <p>なお、変更時と竣工時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できるものとする。</p>	<p>1-1-7 工事实績情報の作成、登録</p> <p>受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報サービス（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報について、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。</p> <p>なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金額のみの変更の場合は原則として登録を必要としない。</p> <p>また、登録機関発行の「登録内容確認書（工事实績）」が受注者に届いた際には、その写しを速やかに発注者に提示し、「完成時」は提出しなければならない。</p> <p>なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できるものとする。</p>	<p>表現の変更</p>
共-1-7	<p>1-1-12 工事の下請負</p> <p>(3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。</p>	<p>1-1-12 工事の下請負</p> <p>(3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。</p>	<p>改正品確法第8条「受注者の責務」により、改定する。</p>
共-1-7	<p>1-1-14 施工体制台帳及び施工体系図</p>	<p>1-1-14 施工体制台帳及び施工体系図</p> <p>なお、施工体制台帳には、次の(1)～(4)を記載すること。</p> <p>(1) 建設業法第二十四条の七第一項及び建設業法施工規則第十四条の二に掲げる事項</p> <p>(2) 安全衛生責任者名、安全衛生推進者名、雇用管理責任者名</p> <p>(3) 監理技術者、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）の顔写真</p> <p>(4) 一次下請負人となる警備会社の商号又は名称、現場責任者名、工期</p>	<p>施工体制台帳に係る書類の提出について（平成13年3月30日付け国官技第70号）より</p>

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (H28. 4. 1)

頁	改定前	改定後	摘要
共-1-8	<p><b>1-1-16 調査・試験に対する協力</b>                      5. 受注者は、発注者が施工体制等の点検調査を実施する時は、これに協力しなければならない。                      なお、前記の点検調査には発注者が「公共工事現場点検強化事業」を委託している「調査監」が実施する場合も含むものとする。                      (1) 発注者が工事現場における施工体制等の点検調査を長崎県建設技術研究センターに委託した場合は、長崎県建設工事共通仕様書1-1-9に「現場技術員」とは別に配置する「調査監」により、調査を実施することがある。                      (2) 「調査監」は点検調査のみを実施するものであり、本工事における指示等の権限は有しない。                      (3) 「調査監」が調査を行う時は、技術調査監証明書(身分証明書(「調査監」の証明書))を携帯し、受注者に提示するものとする。                      「 調 査 監 の 証 明 書</p>	<p><b>1-1-16 調査・試験に対する協力</b>                      5. <b>受注者</b>は、発注者が施工体制等の点検調査を実施する時は、これに協力しなければならない。</p>	<p>NERCからの削除要請に基づくもの                       現在NERCでは、業務として「公共工事現場点検強化事業」は行っていないとのこと。</p>
共-1-10 共-1-11	<p><b>1-1-22 建設副産物</b>                      4. <b>受注者</b>は、建設資材及び建設副産物発生・搬出の有無に関わらず工事請負代金が500万円以上の場合には<b>再生資源利用計画書</b>及び<b>再生資源利用促進計画書</b>を所定の様式に基づき作成し、<b>施工計画書</b>に含め<b>監督職員</b>に提出しなければならない。</p>	<p><b>1-1-22 建設副産物</b>                      4. <b>受注者</b>は、建設資材の<b>利用</b>及び建設副産物発生・搬出の有無に関わらず工事請負代金が500万円以上の場合には<b>再生資源利用計画書</b>及び<b>再生資源利用促進計画書</b>を所定の様式に基づき作成し、<b>施工計画書</b>に含め<b>監督職員</b>に提出しなければならない。</p>	<p>脱字</p>
共-1-18 共-1-19	<p><b>1-1-29 施工管理</b>                      3. <b>受注者</b>は、長崎県が定める「長崎県建設工事施工管理基準」により施工管理を行い、その記録及び関係書類を作成、保管し、「長崎県建設工事施工管理基準」のうち品質管理資料、出来形管理資料、写真管理資料を、完成時まで<b>提出</b>しなければならない。ただし、それ以外で<b>監督職員</b>からの請求があった場合は直ちに<b>提示</b>しなければならない。                       なお、「長崎県建設工事施工管理基準」に定められていない工種については、<b>監督職員</b>と<b>協議</b>の上、施工管理を行うものとする。</p>	<p><b>1-1-29 施工管理</b>                      3. <b>受注者</b>は、長崎県が定める「長崎県建設工事施工管理基準」により施工管理を行い、その記録及び関係書類を作成、保管し、「長崎県建設工事施工管理基準」のうち品質管理資料、出来形管理資料、写真管理資料を、完成時まで<b>提出</b>しなければならない。ただし、それ以外で<b>監督職員</b>からの請求があった場合は直ちに<b>提示</b>しなければならない。                       なお、「長崎県建設工事施工管理基準」に定められていない工種<b>又は項目</b>については、<b>監督職員</b>と<b>協議</b>の上、施工管理、<b>写真管理</b>を行うものとする。</p>	<p>出来形管理基準及び品質管理基準が定められていない工種については協議のうえ施工管理を行うとあるが、項目が定められていない場合の扱いが記載されていないため、「工種又は項目」とする。</p>
共-1-19	<p><b>1-1-32 工事中の安全管理</b>                      4. <b>受注者</b>は、工事における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法(平成18年6月2日改正 法律第50号)等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。</p>	<p><b>1-1-32 工事中の安全管理</b>                      4. <b>受注者</b>は、工事における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法(平成26年6月改正 法律第82号)等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。</p>	<p>改定年度を反映</p>
共-1-20	<p>8. <b>受注者</b>は、工事着手前に電力、通信、ガス、水道設備等の埋設物の有無について、各施設管理者に<b>確認</b>しなければならない。                       9. <b>受注者</b>は、工事施工箇所<del>に</del>地下埋設物件等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し<b>監督職員</b>に<b>報告</b>しなければならない。</p>	<p>8. <b>受注者</b>は、工事着手前に電力、通信、ガス、水道設備等の埋設物の有無について、各施設管理者に<b>確認</b>し、その結果を、<b>事前に監督職員に提出</b>しなければならない。                       9. <b>受注者</b>は、工事施工箇所<del>に</del>地下埋設物件等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し、その結果を、<b>事前に監督職員に提出</b>しなければならない。</p>	<p>結果を提出することに変更</p>
		<p>14. <b>受注者</b>は、架空線等上空施設の位置及び占有者を把握するため、工事現場、土取り場、建設発生土受入地、資材等置き場等、工事に係わる全ての架空線等上空施設の現地調査(場所、種類、高さ等)を行い、その調査結果を、事前に<b>監督職員に提出</b>しなければならない。</p>	<p>共通仕様書に記載されていない架空線等事故防止対策を追加</p>

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (H28. 4. 1)

頁	改定前	改定後	摘要
共-1-20	<p>14. 受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保しなければならない。</p> <p>15. 受注者は、工事現場付近における事故防止のため一般の立入りを禁止する場合、その区域に、柵、門扉、立入禁止の標示板等を設けなければならない。</p>	<p>15. 受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保しなければならない。</p> <p>16. 受注者は、工事現場付近における事故防止のため一般の立入りを禁止する場合、その区域に、柵、門扉、立入禁止の標示板等を設けなければならない。</p>	
共-1-21	<p>16. 受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般行人等が見易い場所に、工事名、工期、発注者名及び受注者名を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督職員の承諾を得て省略することができるものとする。</p> <p>17. 受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上時間を割当て、以下の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。</p>	<p>17. 受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般行人等が見易い場所に、工事名、工期、発注者名及び受注者名を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督職員の承諾を得て省略することができるものとする。</p> <p>18. 受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上時間を割当て、以下の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。</p>	
	<p>18. 受注者は、請負代金が500万円以上の工事の場合には、工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、<b>施工計画書</b>に記載しなければならない。</p> <p>19. 受注者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、ビデオ等または工事報告等に記録した資料を整備及び保管し、<b>監督職員</b>の請求があった場合は直ちに<b>提示</b>しなければならない。</p>	<p>19. 受注者は、請負代金が500万円以上の工事の場合には、工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、<b>施工計画書</b>に記載しなければならない。</p> <p>20. 受注者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、ビデオ等または工事報告等に記録した資料を整備及び保管し、<b>監督職員</b>の請求があった場合は直ちに<b>提示</b>しなければならない。</p>	
	<p>20. 受注者は、所轄警察署、所管海上保安部、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、港湾管理者、空港管理者、海岸管理者、漁港管理者、労働基準監督署、消防署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。</p> <p>21. 受注者は、工事現場が隣接しまたは同一場所において別途工事がある場合は、請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。</p>	<p>21. 受注者は、所轄警察署、所管海上保安部、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、港湾管理者、空港管理者、海岸管理者、漁港管理者、労働基準監督署、消防署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。</p> <p>22. 受注者は、工事現場が隣接しまたは同一場所において別途工事がある場合は、請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。</p>	
	<p>22. 監督職員が、労働安全衛生法（平成18年6月2日改正法律第50号）第30条第1項に規定する措置を講じる者として、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。</p>	<p>23. 監督職員が、労働安全衛生法（平成26年6月改正 法律第82号）第30条第1項に規定する措置を講じる者として、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。</p>	改定年度を反映
		<p>24. 受注者は、工事期間中現場内及び周辺の整理整頓に努めなければならない。</p>	
	<p>24. 受注者は、工事現場のイメージアップを図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所または作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に努めるものとする。</p> <p>25. 受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舎等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。</p>	<p>25. 受注者は、工事現場のイメージアップを図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所または作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に努めるものとする。</p> <p>26. 受注者は、作業員の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。また、受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舎等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。</p>	改正品確法第8条「受注者の責務」により、改定する。
	<p>26. 受注者は、工事中運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。</p>	<p>27. 受注者は、工事中運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。</p>	

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (H28. 4. 1)

頁	改定前	改定後	摘要
共-1-21	<p>27. <b>受注者</b>は、工用車両による土砂、工用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、<b>交通誘導員</b>の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。</p>	<p>28. <b>受注者</b>は、工用車両による土砂、工用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、<b>交通誘導警備員</b>の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。</p>	<p>公共工事設計労務単価では、「交通誘導員」が「交通誘導警備員」に名称変更されているため</p>
共-1-22	<p>28. <b>受注者</b>は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工用資材等の輸送をともなう請負代金が500万円以上の工事の場合には、事前に関係機関と打合せのうえ、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、<b>施工計画書</b>に記載しなければならない。</p>	<p>29. <b>受注者</b>は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工用資材等の輸送をともなう請負代金が500万円以上の工事の場合には、事前に関係機関と打合せのうえ、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、<b>施工計画書</b>に記載しなければならない。</p>	
	<p>29. <b>受注者</b>は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通安全について、<b>監督職員</b>、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成24年2月27日改正 内閣府・国土交通省令第1号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知 昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。また、施工段階において一時的に公共道路を開放する場合は、安全対策について<b>施工計画書</b>へ具体的に記載しなければならない。</p>	<p>30. <b>受注者</b>は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通安全について、<b>監督職員</b>、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成26年5月26日改正 内閣府・国土交通省令第1号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知 昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。また、施工段階において一時的に公共道路を開放する場合は、安全対策について<b>施工計画書</b>へ具体的に記載しなければならない。</p>	<p>改定年度を反映脱字</p>
	<p>30. <b>受注者</b>は、<b>設計図書</b>において指定された工用道路を使用する場合は、<b>設計図書</b>の定めに従い、工用道路の維持管理及び補修を行うものとする。</p>	<p>31. <b>受注者</b>は、<b>設計図書</b>において指定された工用道路を使用する場合は、<b>設計図書</b>の定めに従い、工用道路の維持管理及び補修を行うものとする。</p>	
	<p>31. <b>受注者</b>は、請負代金が500万円以上の工事の場合には、指定された工用道路の使用開始前に当該道路の維持管理、補修及び使用方法等の計画書を<b>施工計画書</b>に記載しなければならない。この場合において、<b>受注者</b>は、関係機関に所要の手続をとるものとし、発注者が特に<b>指示</b>する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。</p>	<p>32. <b>受注者</b>は、請負代金が500万円以上の工事の場合には、指定された工用道路の使用開始前に当該道路の維持管理、補修及び使用方法等の計画書を<b>施工計画書</b>に記載しなければならない。この場合において、<b>受注者</b>は、関係機関に所要の手続をとるものとし、発注者が特に<b>指示</b>する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。</p>	
	<p>32. 発注者が工用道路に指定するもの以外の工用道路は、<b>受注者</b>の責任において使用するものとする。</p>	<p>33. 発注者が工用道路に指定するもの以外の工用道路は、<b>受注者</b>の責任において使用するものとする。</p>	
	<p>33. <b>受注者</b>は、<b>特記仕様書</b>に他の<b>受注者</b>と工用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する<b>受注者</b>と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。</p>	<p>34. <b>受注者</b>は、<b>特記仕様書</b>に他の<b>受注者</b>と工用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する<b>受注者</b>と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。</p>	
	<p>34. <b>受注者</b>は、公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料または設備を保管してはならない。また、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断する時には、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。</p>	<p>35. <b>受注者</b>は、公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料または設備を保管してはならない。また、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断する時には、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。</p>	
	<p>35. 工事の性質上、<b>受注者</b>が、水上輸送によることを必要とする場合には本条の「道路」は、水門、または水路に関するその他の構造物と読み替え「車両」は船舶と読み替えるものとする。</p>	<p>36. 工事の性質上、<b>受注者</b>が、水上輸送によることを必要とする場合には本条の「道路」は、水門、または水路に関するその他の構造物と読み替え「車両」は船舶と読み替えるものとする。</p>	

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (H28. 4. 1)

頁	改定前	改定後	摘要
共-1-22	<p>36. <b>受注者</b>は、工事の施工にあたっては、作業区域の標示及び関係者への周知など、必要な安全対策を講じなければならない。</p> <p>37. <b>受注者</b>は、船舶の航行または漁業の操業に支障をきたす恐れのある物体を水中に落とした場合、直ちに、その物体を取り除かなければならない。</p> <p>なお、直ちに取除けない場合は、標識を設置して危険<b>箇所</b>を明示し、関係機関へ通報及び<b>監督職員</b>へ<b>報告</b>しなければならない。</p> <p>38. <b>受注者</b>は、作業船舶機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>37. <b>受注者</b>は、工事の施工にあたっては、作業区域の標示及び関係者への周知など、必要な安全対策を講じなければならない。</p> <p>38. <b>受注者</b>は、船舶の航行または漁業の操業に支障をきたす恐れのある物体を水中に落とした場合、直ちに、その物体を取り除かなければならない。</p> <p>なお、直ちに取除けない場合は、標識を設置して危険<b>箇所</b>を明示し、関係機関へ通報及び<b>監督職員</b>へ<b>報告</b>しなければならない。</p> <p>39. <b>受注者</b>は、作業船舶機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じなければならない。</p>	表現の統一
共-1-23	<p>39. <b>受注者</b>は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成23年12月26日改正 政令第424号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを<b>確認</b>しなければならない。また、道路交通法施工令（平成24年3月22日改正政令第54号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（平成24年8月改正 法律第67号）第57条に基づく許可を得ていることを<b>確認</b>しなければならない。</p>	<p>40. <b>受注者</b>は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成26年5月28日改正 政令第424号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを<b>確認</b>しなければならない。また、道路交通法施工令（平成26年4月改正政令第169号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（平成26年6月改正 法律第69号）第57条に基づく許可を得ていることを<b>確認</b>しなければならない。</p>	改定年度を反映
共-1-24	<p><b>1-1-36 環境対策</b></p> <p>6. <b>受注者</b>は、工事の施工にあたり表1-3に示す建設機械を使用する場合は、<b>表1-3の下欄に示す</b>「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」（平成17年法律第51号）に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」（平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号）もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成18年3月17日付け国総施第215号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。</p>	<p><b>1-1-36 環境対策</b></p> <p>6. <b>受注者</b>は、工事の施工にあたり表1-3に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」（平成17年法律第51号）に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」（平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号）もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成18年3月17日付け国総施第215号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「<b>排出ガス対策型建設機械等</b>」<b>という。</b>）を使用しなければならない。</p>	法令等の改正による
共-1-25	<p>排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、<b>あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業</b>により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、<b>排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。</b></p> <p><b>受注者</b>はトンネル坑内作業において表1-4に示す建設機械を使用する場合は、<b>排出ガス2011年基準</b>に適合するものとして、表1-4の下欄に示す「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（平成18年3月28日経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）第16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号の<b>ロに定める</b>表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号）もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成18年3月17日付け国総施第215号）に基づき指定されたトンネル工用排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。</p>	<p>排出ガス対策型建設機械<b>等</b>を使用できないことを<b>監督職員が認めた</b>場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、<b>もしくは建設技術審査証明事業</b>により評価された排出ガス浄化装置を装着した<b>建設機械を使用することができるが、</b>これにより難しい場合は、<b>監督職員と協議するものとする。</b></p> <p><b>受注者</b>はトンネル坑内作業において表1-4に示す建設機械を使用する場合は、<b>2011年以降の排出ガス年基準</b>に適合するものとして、表1-4の下欄に示す「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（平成18年3月28日経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）第16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に<b>定める</b>表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号）もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成18年3月17日付け国総施第215号）に基づき指定されたトンネル工用排出ガス対策型建設機械（以下「<b>トンネル工用排出ガス対策型建設機械等</b>」<b>という。</b>）を使用しなければならない。</p>	

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (H28. 4. 1)

頁	改定前	改定後	摘要
共-1-25	トンネル工事前排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着(黒煙浄化装置付)することで、トンネル工事前排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。ただし、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。	トンネル工事前排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着(黒煙浄化装置付)を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。	
共-1-26	表1-3 ディーゼルエンジン(エンジン出力7.5Kw以上260Kw以下)を搭載した建設機械に限る。	表1-3 ディーゼルエンジン(エンジン出力7.5Kw以上260Kw以下)を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。	
共-1-26	7. 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策指針(建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正)によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(国土交通省告示、平成13年4月9日)に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種種の調達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって監督職員と協議し、承諾を得なければならない。	7. 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正)によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(国土交通省告示、平成13年4月9日)に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種種の調達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって監督職員と協議し、承諾を得なければならない。	脱字
共-1-26	1-1-39 諸法令の遵守	1-1-39 諸法令の遵守	
共-1-27	(2) 建設業法(平成24年8月改正 法律第53号)	(2) 建設業法(平成25年6月改正 法律第69号)	改定年度を反映
	(5) 労働安全衛生法(平成23年6月改正 法律第74号)	(5) 労働安全衛生法(平成26年6月改正 法律第82号)	改定年度を反映
	(6) 作業環境測定法(平成23年6月改正 法律第74号)	(6) 作業環境測定法(平成26年6月改正 法律第82号)	改定年度を反映
	(7) じん肺法(平成16年12月改正 法律第150号)	(7) じん肺法(平成26年6月改正 法律第82号)	改定年度を反映
	(8) 雇用保険法(平成24年3月改正 法律第9号)	(8) 雇用保険法(平成26年6月改正 法律第69号)	改定年度を反映
	(9) 労働者災害補償保険法(平成24年8月改正 法律第63号)	(9) 労働者災害補償保険法(平成26年6月改正 法律第69号)	改定年度を反映
	(10) 健康保険法(平成24年8月改正 法律第67号)	(10) 健康保険法(平成26年6月改正 法律第83号)	改定年度を反映
	(11) 中小企業退職金共済法(平成23年4月改正 法律第26号)	(11) 中小企業退職金共済法(平成26年6月改正 法律第69号)	改定年度を反映
	(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律(平成24年8月改正 法律第53号)	(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律(平成25年11月改正 法律第86号)	改定年度を反映
	(13) 出入国管理及び難民認定法(平成24年4月改正 法律第27号)	(13) 出入国管理及び難民認定法(平成26年6月改正 法律第74号)	改定年度を反映
	(14) 道路法(平成23年12月改正 法律第122号)	(14) 道路法(平成26年6月改正 法律第72号)	改定年度を反映
	(15) 道路交通法(平成24年8月改正 法律第67号)	(15) 道路交通法(平成26年6月改正 法律第69号)	改定年度を反映
	(16) 道路運送法(平成23年6月改正 法律第74号)	(16) 道路運送法(平成26年6月改正 法律第69号)	改定年度を反映
	(17) 道路運送車両法(平成23年6月改正 法律第74号)	(17) 道路運送車両法(平成26年6月改正 法律第69号)	改定年度を反映
	(18) 砂防法(平成22年3月改正 法律第20号)	(18) 砂防法(平成25年11月改正 法律第76号)	改定年度を反映
	(19) 地すべり等防止法(平成24年6月改正 法律第42号)	(19) 地すべり等防止法(平成26年6月改正 法律第69号)	改定年度を反映
	(20) 河川法(平成23年12月改正 法律第122号)	(20) 河川法(平成26年6月改正 法律第69号)	改定年度を反映
	(21) 海岸法(平成23年5月改正 法律第37号)	(21) 海岸法(平成26年6月改正 法律第69号)	改定年度を反映
	(22) 港湾法(平成24年3月改正 法律第15号)	(22) 港湾法(平成26年6月改正 法律第91号)	改定年度を反映
	(25) 漁港漁場整備法(平成23年8月改正 法律第105号)	(25) 漁港漁場整備法(平成26年6月改正 法律第69号)	改定年度を反映
	(26) 下水道法(平成23年12月改正 法律第122号)	(26) 下水道法(平成26年6月改正 法律第69号)	改定年度を反映
	(27) 航空法(平成23年5月改正 法律第54号)	(27) 航空法(平成26年6月改正 法律第70号)	改定年度を反映
	(28) 公有水面埋立法(平成16年6月改正 法律第84号)	(28) 公有水面埋立法(平成26年6月改正 法律第51号)	改定年度を反映
	(30) 森林法(平成24年6月改正 法律第42号)	(30) 森林法(平成26年6月改正 法律第69号)	改定年度を反映

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (H28. 4. 1)

頁	改定前	改定後	摘要
共-1-27	(31) 環境基本法 (平成24年6月改正 法律第47号)	(31) 環境基本法 (平成26年5月改正 法律第46号)	改定年度を反映
	(32) 火薬類取締法 (平成23年6月改正 法律第74号)	(32) 火薬類取締法 (平成26年6月改正 法律第69号)	改定年度を反映
	(33) 大気汚染防止法 (平成23年8月改正 法律第105号)	(33) 大気汚染防止法 (平成26年6月改正 法律第72号)	改定年度を反映
	(34) 騒音規制法 (平成23年12月改正 法律第122号)	(34) 騒音規制法 (平成26年6月改正 法律第72号)	改定年度を反映
	(35) 水質汚濁防止法 (平成23年8月改正 法律第105号)	(35) 水質汚濁防止法 (平成25年6月改正 法律第60号)	改定年度を反映
	(36) 湖沼水質保全特別措置法 (平成23年8月改正 法律第105号)	(36) 湖沼水質保全特別措置法 (平成26年6月改正 法律第72号)	改定年度を反映
	(37) 振動規制法 (平成23年12月改正 法律第122号)	(37) 振動規制法 (平成26年6月改正 法律第72号)	改定年度を反映
	(38) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (平成24年8月改正 法律第53号)	(38) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (平成26年6月改正 法律第69号)	改定年度を反映
	(39) 文化財保護法 (平成23年5月改正 法律第37号)	(39) 文化財保護法 (平成26年6月改正 法律第69号)	改定年度を反映
	(40) 砂利採取法 (平成23年7月改正 法律第84号)	(40) 砂利採取法 (平成26年6月改正 法律第69号)	改定年度を反映
共-1-28	(41) 電気事業法 (平成24年6月改正 法律第47号)	(41) 電気事業法 (平成26年6月改正 法律第72号)	改定年度を反映
	(42) 消防法 (平成24年6月改正 法律第38号)	(42) 消防法 (平成26年6月改正 法律第69号)	改定年度を反映
	(44) 建築基準法 (平成24年8月改正 法律第67号)	(44) 建築基準法 (平成26年6月改正 法律第92号)	改定年度を反映
	(45) 都市公園法 (平成23年12月改正 法律第122号)	(45) 都市公園法 (平成26年6月改正 法律第69号)	改定年度を反映
	(46) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成23年8月改正 法律第105号)	(46) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成26年6月改正 法律第55号)	改定年度を反映
	(47) 土壌汚染対策法 (平成23年6月改正 法律第74号)	(47) 土壌汚染対策法 (平成26年6月改正 法律第51号)	改定年度を反映
	(51) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (平成24年9月改正 法律第89号)	(51) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (平成26年6月改正 法律第73号)	改定年度を反映
	(52) 船員法 (平成24年9月改正 法律第87号)	(52) 船員法 (平成26年6月改正 法律第69号)	改定年度を反映
	(53) 船舶職員及び小型船舶操縦者法 (平成20年5月改正 法律第26号)	(53) 船舶職員及び小型船舶操縦者法 (平成26年6月改正 法律第69号)	改定年度を反映
	(54) 船舶安全法 (平成24年9月改正 法律第89号)	(54) 船舶安全法 (平成26年6月改正 法律第69号)	改定年度を反映
	(55) 自然環境保全法 (平成23年8月改正 法律第105号)	(55) 自然環境保全法 (平成26年6月改正 法律第69号)	改定年度を反映
	(56) 自然公園法 (平成23年8月改正 法律第105号)	(56) 自然公園法 (平成26年6月改正 法律第69号)	改定年度を反映
	(57) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (平成21年6月改正 法律第51号)	(57) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (平成26年6月改正 法律第55号)	改定年度を反映
	(60) 技術士法 (平成23年6月改正 法律第74号)	(60) 技術士法 (平成26年6月改正 法律第69号)	改定年度を反映
	(61) 漁業法 (平成23年5月改正 法律第35号)	(61) 漁業法 (平成26年6月改正 法律第69号)	改定年度を反映
	(62) 空港法 (平成23年8月改正 法律第105号)	(62) 空港法 (平成26年6月改正 法律第76号)	改定年度を反映
	(63) 計量法 (平成23年8月改正 法律第105号)	(63) 計量法 (平成26年6月改正 法律第69号)	改定年度を反映
	(64) 厚生年金保険法 (平成24年8月改正 法律第63号)	(64) 厚生年金保険法 (平成25年6月改正 法律第63号)	改定年度を反映
	(66) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成14年2月改正 法律第1号)	(66) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成26年6月改正 法律第69号)	改定年度を反映
	(68) 職業安定法 (平成24年8月改正 法律第53号)	(68) 職業安定法 (平成26年6月改正 法律第67号)	改定年度を反映
	(69) 所得税法 (平成24年3月改正 法律第16号)	(69) 所得税法 (平成26年6月改正 法律第91号)	改定年度を反映
	(70) 水産資源保護法 (平成22年6月改正 法律第41号)	(70) 水産資源保護法 (平成26年6月改正 法律第69号)	改定年度を反映
	(71) 船員保険法 (平成24年9月改正 法律第87号)	(71) 船員保険法 (平成26年6月改正 法律第83号)	改定年度を反映
	(72) 著作権法 (平成24年6月改正 法律第43号)	(72) 著作権法 (平成26年6月改正 法律第69号)	改定年度を反映
	(73) 電波法 (平成23年6月改正 法律第74号)	(73) 電波法 (平成26年6月改正 法律第69号)	改定年度を反映
	(74) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する 特別措置法 (平成24年4月改正 法律第27号)	(74) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する 特別措置法 (平成26年6月改正 法律第69号)	改定年度を反映
(75) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (平成23年5月改正 法律第47号)	(75) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (平成26年6月改正 法律第69号)	改定年度を反映	
(76) 農薬取締法 (平成19年3月改正 法律第8号)	(76) 農薬取締法 (平成26年6月改正 法律第69号)	改定年度を反映	



長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (H28. 4. 1)

頁	改定前	改定後	摘要
共-1-29	(79) 公共工事の品質確保の促進に関する法律 (平成17年3月改正 法律第18号) (81) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成24年6月改正 法律第42号) (82) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成23年12月改正 法律第122号)	(79) 公共工事の品質確保の促進に関する法律 (平成26年6月改正 法律第56号) (81) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成26年6月改正 法律第69号) (82) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成26年6月改正 法律第69号)	改定年度を反映 改定年度を反映 改定年度を反映
共-1-31	<b>1-1-46 保険の付保及び事故の補償</b> 6. 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同組合に加入し、その掛金収納書(発注者用)を工事の着手前(工期始期日から30日以内)に、発注者に提出しなければならない。また、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針に従って、建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識を、工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲げなければならない。	<b>1-1-46 保険の付保及び事故の補償</b> 6. 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書(発注者用)を工事の着手前(工期始期日から30日以内)に、発注者に提出しなければならない。また、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針に従って、建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識を、工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲げなければならない。	掛金収納書の提出について、組合が存在しないため、「同制度」と修正する
共-1-36	<b>1-1-50 現場技術者等の腕章着用</b> 1. 受注者が配置する現場代理人、監理技術者、主任技術者等の現場技術者は、腕の見やすい箇所に腕章を着用するものとする。 <del>なお、腕章の仕様については、下記例によるものとする。</del> <del>なお、これにより難い場合は、監督職員と協議しなければならない。</del>	<b>1-1-50 現場技術者等の腕章着用</b> 1. 受注者が配置する現場代理人、監理技術者、主任技術者等の現場技術者は、腕の見やすい箇所に腕章を着用するものとする。	削除
共-1-38 共-1-40	<b>1-1-57 現道工事における交通処理対策</b> 19. 受注者は、交通誘導員を配置する場合は、交通指導警備検定合格者(1級または2級)を配置することとする。ただし、交通誘導警備検定合格者を配置できない場合、監督職員が警備員名簿及び教育実施状況等に関する資料等により、交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員等と承諾を得た者については、この限りではない。 33. 事中の道路標識を完備すること。 工事箇所においては、一方通行者がその指示に従って支障なく通行できるように標識等の施設を設け、必要な人員を配置して交通の指導に当たるとともに、共通の危険を防止するために必要な標示施設(赤色燈及び防護柵等)を明瞭かつ確実に設けること。	<b>1-1-57 現道工事における交通処理対策</b> 19. 受注者は、交通誘導警備員を配置する場合は、交通誘導警備検定合格者(1級または2級)を配置することとする。ただし、交通誘導警備検定合格者を配置できない場合、監督職員が警備員名簿及び教育実施状況等に関する資料等により、交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員等と承諾を得た者については、この限りではない。 33. 工事中の道路標識を完備すること。 工事箇所においては、一般通行者がその指示に従って支障なく通行できるように標識等の施設を設け、必要な人員を配置して交通の指導に当たるとともに、危険を防止するために必要な標示施設(赤色燈及び防護柵等)を明瞭かつ確実に設けること。	名称変更 誤謬 誤謬
共-2-8 共-2-10	<b>2-5-3 アスファルト舗装用骨材</b> 4. 鉄鋼スラグは、硫黄分による黄濁水が流出せず、かつ細長いあるいは扁平なもの、ごみ、泥、有機物などを有害量含まないものとする。その種類と用途は表2-11によるものとする。また、単粒度製鋼スラグ、クラッシュラン製鋼スラグ、及び水硬性粒度調整鉄鋼スラグの粒度規格はJIS A 5015(道路用鉄鋼スラグ)によるものとし、その他は碎石の粒度に準ずるものとする。	<b>2-5-3 アスファルト舗装用骨材</b> 4. 鉄鋼スラグは、硫黄分による黄濁水が流出せず、かつ細長いあるいは扁平なもの、ごみ、泥、有機物などを有害量含まないものとする。その種類と用途は表2-11によるものとする。また、単粒度製鋼スラグ、クラッシュラン製鋼スラグ、及び水硬性粒度調整鉄鋼スラグの粒度規格、及び環境安全品質基準はJIS A 5015(道路用鉄鋼スラグ)によるものとし、その他は碎石の粒度に準ずるものとする。	JIS A5015の改定により「環境安全品質基準」を追加する。

頁	改定前	改定後	摘要																																																																																																																																																																								
共-2-14	<p><b>2-5-6 安定材</b>  <b>表 2-19 舗装用石油アスファルトの品質規格</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>40~60</th> <th>60~80</th> <th>80~100</th> <th>100~120</th> <th>120~150</th> <th>150~200</th> <th>200~300</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>針 入 度 ( 2 5 ℃ ) 1 / 1 0 mm</td> <td>40を超え 60以下</td> <td>60を超え 80以下</td> <td>80を超え 100以下</td> <td>100を超え 120以下</td> <td>120を超え 150以下</td> <td>150を超え 200以下</td> <td>200を超え 300以下</td> </tr> <tr> <td>軟 化 点 ℃</td> <td>47.0~ 55.0</td> <td>44.0~ 52.0</td> <td>42.0~ 50.0</td> <td>40.0~ 50.0</td> <td>38.0~ 48.0</td> <td>30.0~ 45.0</td> <td>30.0~ 45.0</td> </tr> <tr> <td>伸 度 ( 1 5 ℃ ) cm</td> <td>10以上</td> <td>100以上</td> <td>100以上</td> <td>100以上</td> <td>100以上</td> <td>100以上</td> <td>100以上</td> </tr> <tr> <td>トルエン可溶分 %</td> <td>99.0以上</td> <td>99.0以上</td> <td>99.0以上</td> <td>99.0以上</td> <td>99.0以上</td> <td>99.0以上</td> <td>99.0以上</td> </tr> <tr> <td>引 火 点 ℃</td> <td>260以上</td> <td>260以上</td> <td>260以上</td> <td>260以上</td> <td>240以上</td> <td>210以上</td> <td>210以上</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱質量変化率 %</td> <td>0.6以下</td> <td>0.6以下</td> <td>0.6以下</td> <td>0.6以下</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱針入度残留率 %</td> <td>58以上</td> <td>55以上</td> <td>50以上</td> <td>50以上</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>蒸 発 後 の 針 入 度 比 %</td> <td>110以下</td> <td>110以下</td> <td>110以下</td> <td>110以下</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>密 度 ( 1 5 ℃ ) g / cm<sup>3</sup></td> <td>1.000以上</td> <td>1.000以上</td> <td>1.000以上</td> <td>1.000以上</td> <td>1.000以上</td> <td>1.000以上</td> <td>1.000以上</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	40~60	60~80	80~100	100~120	120~150	150~200	200~300	針 入 度 ( 2 5 ℃ ) 1 / 1 0 mm	40を超え 60以下	60を超え 80以下	80を超え 100以下	100を超え 120以下	120を超え 150以下	150を超え 200以下	200を超え 300以下	軟 化 点 ℃	47.0~ 55.0	44.0~ 52.0	42.0~ 50.0	40.0~ 50.0	38.0~ 48.0	30.0~ 45.0	30.0~ 45.0	伸 度 ( 1 5 ℃ ) cm	10以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	トルエン可溶分 %	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	引 火 点 ℃	260以上	260以上	260以上	260以上	240以上	210以上	210以上	薄膜加熱質量変化率 %	0.6以下	0.6以下	0.6以下	0.6以下	—	—	—	薄膜加熱針入度残留率 %	58以上	55以上	50以上	50以上	—	—	—	蒸 発 後 の 針 入 度 比 %	110以下	110以下	110以下	110以下	—	—	—	密 度 ( 1 5 ℃ ) g / cm <sup>3</sup>	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	<p><b>2-5-6 安定材</b>  <b>表 2-19 舗装用石油アスファルトの品質規格</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>40~60</th> <th>60~80</th> <th>80~100</th> <th>100~120</th> <th>120~150</th> <th>150~200</th> <th>200~300</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>針 入 度 ( 2 5 ℃ ) 1 / 1 0 mm</td> <td>40を超え 60以下</td> <td>60を超え 80以下</td> <td>80を超え 100以下</td> <td>100を超え 120以下</td> <td>120を超え 150以下</td> <td>150を超え 200以下</td> <td>200を超え 300以下</td> </tr> <tr> <td>軟 化 点 ℃</td> <td>47.0~55.0</td> <td>44.0~52.0</td> <td>42.0~50.0</td> <td>40.0~50.0</td> <td>38.0~48.0</td> <td>30.0~45.0</td> <td>30.0~45.0</td> </tr> <tr> <td>伸 度 ( 1 5 ℃ ) cm</td> <td>10以上</td> <td>100以上</td> <td>100以上</td> <td>100以上</td> <td>100以上</td> <td>100以上</td> <td>100以上</td> </tr> <tr> <td>トルエン可溶分 %</td> <td>99.0以上</td> <td>99.0以上</td> <td>99.0以上</td> <td>99.0以上</td> <td>99.0以上</td> <td>99.0以上</td> <td>99.0以上</td> </tr> <tr> <td>引 火 点 ℃</td> <td>260以上</td> <td>260以上</td> <td>260以上</td> <td>260以上</td> <td>240以上</td> <td>210以上</td> <td>210以上</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱質量変化率 %</td> <td>0.6以下</td> <td>0.6以下</td> <td>0.6以下</td> <td>0.6以下</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱針入度残留率 %</td> <td>58以上</td> <td>55以上</td> <td>50以上</td> <td>50以上</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>蒸 発 後 の 質 量 変 化 率 %</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0.5以下</td> <td>1.0以下</td> <td>1.0以下</td> </tr> <tr> <td>蒸 発 後 の 針 入 度 比 %</td> <td>110以下</td> <td>110以下</td> <td>110以下</td> <td>110以下</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>密 度 ( 1 5 ℃ ) g / cm<sup>3</sup></td> <td>1.000以上</td> <td>1.000以上</td> <td>1.000以上</td> <td>1.000以上</td> <td>1.000以上</td> <td>1.000以上</td> <td>1.000以上</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	40~60	60~80	80~100	100~120	120~150	150~200	200~300	針 入 度 ( 2 5 ℃ ) 1 / 1 0 mm	40を超え 60以下	60を超え 80以下	80を超え 100以下	100を超え 120以下	120を超え 150以下	150を超え 200以下	200を超え 300以下	軟 化 点 ℃	47.0~55.0	44.0~52.0	42.0~50.0	40.0~50.0	38.0~48.0	30.0~45.0	30.0~45.0	伸 度 ( 1 5 ℃ ) cm	10以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	トルエン可溶分 %	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	引 火 点 ℃	260以上	260以上	260以上	260以上	240以上	210以上	210以上	薄膜加熱質量変化率 %	0.6以下	0.6以下	0.6以下	0.6以下	—	—	—	薄膜加熱針入度残留率 %	58以上	55以上	50以上	50以上	—	—	—	蒸 発 後 の 質 量 変 化 率 %	—	—	—	—	0.5以下	1.0以下	1.0以下	蒸 発 後 の 針 入 度 比 %	110以下	110以下	110以下	110以下	—	—	—	密 度 ( 1 5 ℃ ) g / cm <sup>3</sup>	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	<p>「舗装再生便覧（平成22年版）」の修正（表中の数値の修正、記述項目の追加）による改定</p>
種 類	40~60	60~80	80~100	100~120	120~150	150~200	200~300																																																																																																																																																																				
針 入 度 ( 2 5 ℃ ) 1 / 1 0 mm	40を超え 60以下	60を超え 80以下	80を超え 100以下	100を超え 120以下	120を超え 150以下	150を超え 200以下	200を超え 300以下																																																																																																																																																																				
軟 化 点 ℃	47.0~ 55.0	44.0~ 52.0	42.0~ 50.0	40.0~ 50.0	38.0~ 48.0	30.0~ 45.0	30.0~ 45.0																																																																																																																																																																				
伸 度 ( 1 5 ℃ ) cm	10以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上																																																																																																																																																																				
トルエン可溶分 %	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上																																																																																																																																																																				
引 火 点 ℃	260以上	260以上	260以上	260以上	240以上	210以上	210以上																																																																																																																																																																				
薄膜加熱質量変化率 %	0.6以下	0.6以下	0.6以下	0.6以下	—	—	—																																																																																																																																																																				
薄膜加熱針入度残留率 %	58以上	55以上	50以上	50以上	—	—	—																																																																																																																																																																				
蒸 発 後 の 針 入 度 比 %	110以下	110以下	110以下	110以下	—	—	—																																																																																																																																																																				
密 度 ( 1 5 ℃ ) g / cm <sup>3</sup>	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上																																																																																																																																																																				
種 類	40~60	60~80	80~100	100~120	120~150	150~200	200~300																																																																																																																																																																				
針 入 度 ( 2 5 ℃ ) 1 / 1 0 mm	40を超え 60以下	60を超え 80以下	80を超え 100以下	100を超え 120以下	120を超え 150以下	150を超え 200以下	200を超え 300以下																																																																																																																																																																				
軟 化 点 ℃	47.0~55.0	44.0~52.0	42.0~50.0	40.0~50.0	38.0~48.0	30.0~45.0	30.0~45.0																																																																																																																																																																				
伸 度 ( 1 5 ℃ ) cm	10以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上																																																																																																																																																																				
トルエン可溶分 %	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上																																																																																																																																																																				
引 火 点 ℃	260以上	260以上	260以上	260以上	240以上	210以上	210以上																																																																																																																																																																				
薄膜加熱質量変化率 %	0.6以下	0.6以下	0.6以下	0.6以下	—	—	—																																																																																																																																																																				
薄膜加熱針入度残留率 %	58以上	55以上	50以上	50以上	—	—	—																																																																																																																																																																				
蒸 発 後 の 質 量 変 化 率 %	—	—	—	—	0.5以下	1.0以下	1.0以下																																																																																																																																																																				
蒸 発 後 の 針 入 度 比 %	110以下	110以下	110以下	110以下	—	—	—																																																																																																																																																																				
密 度 ( 1 5 ℃ ) g / cm <sup>3</sup>	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上																																																																																																																																																																				
共-2-16	<p><b>2-7-2 構造用圧延鋼材</b>                  構造用圧延鋼材は、以下の規格に適合するものとする。                  JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）                  JIS G 3106（溶接構造用圧延鋼材）                  JIS G 3112（鉄筋コンクリート用棒鋼）                  JIS G 3114（溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材）                  JIS G 3117（鉄筋コンクリート用再生棒鋼）</p>	<p><b>2-7-2 構造用圧延鋼材</b>                  構造用圧延鋼材は、以下の規格に適合するものとする。                  JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）                  JIS G 3106（溶接構造用圧延鋼材）                  JIS G 3112（鉄筋コンクリート用棒鋼）                  JIS G 3114（溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材）                  JIS G 3117（鉄筋コンクリート用再生棒鋼）  <b>JIS G 3140（橋梁用高降伏点鋼板）</b></p>	<p>2011年の新規JIS策定による追加</p>																																																																																																																																																																								
共-2-22	<p><b>2-8-3 混和材料</b>                  5. 急結剤は、「コンクリート標準示方書(規準編)JSCE-D 102-2005吹付けコンクリート(モルタル)用急結剤品質規格(案)」(土木学会、平成22年11月)の規格に適合するものとする。</p>	<p><b>2-8-3 混和材料</b>                  5. 急結剤は、「コンクリート標準示方書(規準編)JSCE-D 102-2013吹付けコンクリート(モルタル)用急結剤品質規格(案)」(土木学会、平成25年11月)の規格に適合するものとする。</p>	<p>改定年度を反映</p>																																																																																																																																																																								
共-2-22	<p><b>2-8-4 コンクリート用水</b>                  2. <b>受注者</b>は、鉄筋コンクリートには、海水を練混ぜ水として使用してはならない。                  ただし、用心鉄筋を配置しない無筋コンクリートには、海水を用いることでコンクリートの品質に悪影響が無いことを確認したうえで、練混ぜ水として用いてよいものとする。</p>	<p><b>2-8-4 コンクリート用水</b>                  2. <b>受注者</b>は、鉄筋コンクリートには、海水を練混ぜ水として使用してはならない。                  ただし、用心鉄筋<b>やセパレータ</b>を配置しない無筋コンクリートには、海水を用いることでコンクリートの品質に悪影響が無いことを確認したうえで、練混ぜ水として用いてよいものとする。</p>	<p>諸基準の改定に伴う修正</p>																																																																																																																																																																								

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (H28. 4. 1)

頁	改定前	改定後	摘要
共-2-23	<p><b>第9節 セメントコンクリート製品</b>  <b>2-9-3 コンクリート二次製品の耐久性向上</b>                      工事に使用するコンクリート二次製品は工事の品質管理データを<b>提出し、監督職員の承諾</b>を得なければならない。</p> <p>なお、塩化物総量規制は、鉄筋を使用するものを対象とし、アルカリ骨材反応抑制対策は、鉄筋・無筋に関係なく対象とする。適用品目はおおむね次によるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>( 1 ) コンクリートヒューム管</li> <li>( 2 ) コンクリート杭</li> <li>( 3 ) プレキャスト桁</li> <li>( 3 ) プレキャスト擁壁</li> <li>( 5 ) コンクリート函渠</li> <li>( 6 ) シールドセグメント</li> <li>( 7 ) コンクリートブロック</li> <li>( 8 ) コンクリート矢板</li> <li>( 9 ) その他</li> </ul>	<p><b>第9節 セメントコンクリート製品</b>  <b>2-9-3 セメントコンクリート製品の見本・品質証明資料</b>  <b>受注者は、設計図書</b>において指定されたセメントコンクリート製品について、見本または品質を証明する資料を当該製品を使用するまでに<b>監督職員に提出し、確認</b>を受けなければならない。</p> <p>なお、J I S製品については、J I Sマーク表示状態の確認とし、見本または品質を証明する資料の提出は省略できる。</p> <p><b>2-9-4 セメントコンクリート二次製品の耐久性向上</b>                      本県発注工事において、以下に示すセメントコンクリート製品を使用する場合は、工場の品質管理データ（塩化物総量規制及びアルカリ骨材反応抑制対策）を<b>提出し、監督職員の承諾</b>を得なければならない。</p> <p>なお、J I S製品については、J I Sマーク表示状態の確認とし、工場の品質管理データの提出は省略できる。</p> <p>また、塩化物総量規制は、鉄筋を使用するものを対象とし、アルカリ骨材反応抑制対策は、鉄筋・無筋に関係なく対象とする。適用品目はおおむね次によるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>( 1 ) コンクリートヒューム管</li> <li>( 2 ) コンクリート杭</li> <li>( 3 ) プレキャスト桁</li> <li>( 3 ) プレキャスト擁壁</li> <li>( 5 ) コンクリート函渠</li> <li>( 6 ) シールドセグメント</li> <li>( 7 ) コンクリートブロック</li> <li>( 8 ) コンクリート矢板</li> <li>( 9 ) その他</li> </ul>	<p>提出資料の明確化</p> <p>表現の変更</p>
共-2-24 共-2-29	<p><b>2-9-4 コンクリート製品の表示</b>  <b>2-10-3 再生用添加剤</b>                      再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-30、2-31、2-32の規格に適合するものとする。</p>	<p><b>2-9-5 コンクリート製品の表示</b>  <b>2-10-3 再生用添加剤</b>                      再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（平成26年7月改正 政令第269号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-30、2-31、2-32の規格に適合するものとする。</p>	<p>諸基準の改定に伴う修正</p>
共-2-31	<p><b>第13節 塗料</b>  <b>2-13-1 一般事項</b>                      4. 道路標識の支柱のさび止め塗料もしくは、<b>下塗塗料</b>については以下の規格に適合したものとする。                      JIS K 5621（一般用さび止めペイント）                      JIS K 5623（亜酸化鉛さび止めペイント）                      JIS K 5625（シアナミド鉛さび止めペイント）</p> <p>JIS K 5674（鉛・クロムフリーさび止めペイント）                      6. 塗料の有効期限は、ジンクリッチペイントの<b>亜鉛粉末</b>は、製造後6ヶ月以内、その他の塗料は製造後12ヶ月以内とするものとし、<b>受注者は、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。</b></p>	<p><b>第13節 塗料</b>  <b>2-13-1 一般事項</b>                      4. 道路標識の支柱のさび止め塗料もしくは、<b>下塗り塗料</b>については、以下の規格に適合したものとする。                      JIS K 5621（一般用さび止めペイント）</p> <p>JIS K 5674（鉛・クロムフリーさび止めペイント）                      6. 塗料の有効期限は、ジンクリッチペイントは、製造後6ヶ月以内、その他の塗料は製造後12ヶ月以内とするものとし、<b>受注者は、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。</b></p>	<p>表現の統一。「下塗工」またはタイト</p> <p>JISの廃止に伴い削除。                      JISの廃止に伴い削除。</p> <p>諸基準の改定に伴う修正。</p>

頁	改定前	改定後	摘要																																																																																																																																																																																																																
共-2-32	<p><b>表 2-33 反射性能 (反射シートの再帰反射係数)</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">観測度°</th> <th rowspan="2">入射角°</th> <th colspan="6">色</th> </tr> <tr> <th>白</th> <th>黄</th> <th>赤</th> <th>緑</th> <th>青</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">12'</td> <td>5°</td> <td>70</td> <td>50</td> <td>15</td> <td>9.0</td> <td>4.0</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>30</td> <td>22</td> <td>6.0</td> <td>3.5</td> <td>1.7</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">20'</td> <td>5°</td> <td>50</td> <td>35</td> <td>10</td> <td>7.0</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>24</td> <td>16</td> <td>4.0</td> <td>3.0</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2°</td> <td>5°</td> <td>5.0</td> <td>3.0</td> <td>0.8</td> <td>0.6</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>2.5</td> <td>1.5</td> <td>0.4</td> <td>0.3</td> <td>0.1</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>表 2-34 反射性能 (反射シートの再帰反射係数)</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">観測角°</th> <th rowspan="2">入射角°</th> <th colspan="6">色</th> </tr> <tr> <th>白</th> <th>黄</th> <th>赤</th> <th>緑</th> <th>青</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">12'</td> <td>5°</td> <td>250</td> <td>170</td> <td>45</td> <td>45</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>150</td> <td>100</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">20'</td> <td>5°</td> <td>180</td> <td>122</td> <td>25</td> <td>21</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>100</td> <td>67</td> <td>14</td> <td>12</td> <td>8.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2°</td> <td>5°</td> <td>5.0</td> <td>3.0</td> <td>0.8</td> <td>0.6</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>2.5</td> <td>1.8</td> <td>0.4</td> <td>0.3</td> <td>0.1</td> </tr> </tbody> </table>	観測度°	入射角°	色						白	黄	赤	緑	青	12'	5°	70	50	15	9.0	4.0	30°	30	22	6.0	3.5	1.7	20'	5°	50	35	10	7.0	2.0	30°	24	16	4.0	3.0	1.0	2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.6	0.2	30°	2.5	1.5	0.4	0.3	0.1	観測角°	入射角°	色						白	黄	赤	緑	青	12'	5°	250	170	45	45	20	30°	150	100	25	25	11	20'	5°	180	122	25	21	14	30°	100	67	14	12	8.0	2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.6	0.3	30°	2.5	1.8	0.4	0.3	0.1	<p><b>表 2-33 封入レンズ型反射シートの反射性能</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">観測度°</th> <th rowspan="2">入射角°</th> <th colspan="6">色</th> </tr> <tr> <th>白</th> <th>黄</th> <th>赤</th> <th>緑</th> <th>青</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">12'</td> <td>5°</td> <td>70</td> <td>50</td> <td>15</td> <td>9.0</td> <td>4.0</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>30</td> <td>22</td> <td>6.0</td> <td>3.5</td> <td>1.7</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">20'</td> <td>5°</td> <td>50</td> <td>35</td> <td>10</td> <td>7.0</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>24</td> <td>16</td> <td>4.0</td> <td>3.0</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2°</td> <td>5°</td> <td>5.0</td> <td>3.0</td> <td>0.8</td> <td>0.6</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>2.5</td> <td>1.5</td> <td>0.4</td> <td>0.3</td> <td>0.1</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>表 2-34 カプセルレンズ型反射シートの反射性能</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">観測角°</th> <th rowspan="2">入射角°</th> <th colspan="6">色</th> </tr> <tr> <th>白</th> <th>黄</th> <th>赤</th> <th>緑</th> <th>青</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">12'</td> <td>5°</td> <td>250</td> <td>170</td> <td>45</td> <td>45</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>150</td> <td>100</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">20'</td> <td>5°</td> <td>180</td> <td>122</td> <td>25</td> <td>21</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>100</td> <td>67</td> <td>14</td> <td>12</td> <td>8.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2°</td> <td>5°</td> <td>5.0</td> <td>3.0</td> <td>0.8</td> <td>0.6</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>2.5</td> <td>1.8</td> <td>0.4</td> <td>0.3</td> <td>0.1</td> </tr> </tbody> </table>	観測度°	入射角°	色						白	黄	赤	緑	青	12'	5°	70	50	15	9.0	4.0	30°	30	22	6.0	3.5	1.7	20'	5°	50	35	10	7.0	2.0	30°	24	16	4.0	3.0	1.0	2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.6	0.2	30°	2.5	1.5	0.4	0.3	0.1	観測角°	入射角°	色						白	黄	赤	緑	青	12'	5°	250	170	45	45	20	30°	150	100	25	25	11	20'	5°	180	122	25	21	14	30°	100	67	14	12	8.0	2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.6	0.3	30°	2.5	1.8	0.4	0.3	0.1	<p>諸基準の改定に伴う修正。「反射シートの反射性能」が変更されたため、表の名称を変更する。</p>
観測度°	入射角°			色																																																																																																																																																																																																															
		白	黄	赤	緑	青																																																																																																																																																																																																													
12'	5°	70	50	15	9.0	4.0																																																																																																																																																																																																													
	30°	30	22	6.0	3.5	1.7																																																																																																																																																																																																													
20'	5°	50	35	10	7.0	2.0																																																																																																																																																																																																													
	30°	24	16	4.0	3.0	1.0																																																																																																																																																																																																													
2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.6	0.2																																																																																																																																																																																																													
	30°	2.5	1.5	0.4	0.3	0.1																																																																																																																																																																																																													
観測角°	入射角°	色																																																																																																																																																																																																																	
		白	黄	赤	緑	青																																																																																																																																																																																																													
12'	5°	250	170	45	45	20																																																																																																																																																																																																													
	30°	150	100	25	25	11																																																																																																																																																																																																													
20'	5°	180	122	25	21	14																																																																																																																																																																																																													
	30°	100	67	14	12	8.0																																																																																																																																																																																																													
2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.6	0.3																																																																																																																																																																																																													
	30°	2.5	1.8	0.4	0.3	0.1																																																																																																																																																																																																													
観測度°	入射角°	色																																																																																																																																																																																																																	
		白	黄	赤	緑	青																																																																																																																																																																																																													
12'	5°	70	50	15	9.0	4.0																																																																																																																																																																																																													
	30°	30	22	6.0	3.5	1.7																																																																																																																																																																																																													
20'	5°	50	35	10	7.0	2.0																																																																																																																																																																																																													
	30°	24	16	4.0	3.0	1.0																																																																																																																																																																																																													
2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.6	0.2																																																																																																																																																																																																													
	30°	2.5	1.5	0.4	0.3	0.1																																																																																																																																																																																																													
観測角°	入射角°	色																																																																																																																																																																																																																	
		白	黄	赤	緑	青																																																																																																																																																																																																													
12'	5°	250	170	45	45	20																																																																																																																																																																																																													
	30°	150	100	25	25	11																																																																																																																																																																																																													
20'	5°	180	122	25	21	14																																																																																																																																																																																																													
	30°	100	67	14	12	8.0																																																																																																																																																																																																													
2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.6	0.3																																																																																																																																																																																																													
	30°	2.5	1.8	0.4	0.3	0.1																																																																																																																																																																																																													
共-3-1	<p>第3章 一般施工 第2節 適用すべき諸基準 日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧 (平成17年12月) 国土交通省 仮締切堤設置基準 (案) (平成22年6月一部改正) 環境省 水質汚濁に係わる環境基準 (平成23年10月) 全国特定法面保護協会 のり砕工の設計・施工指針 (改訂版) (平成18年11月)</p>	<p>第3章 一般施工 第2節 適用すべき諸基準 日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 (平成26年3月) 国土交通省 仮締切堤設置基準 (案) (平成26年12月一部改正) 環境省 水質汚濁に係わる環境基準について (平成26年11月) 全国特定法面保護協会 のり砕工の設計・施工指針 (改訂版) (平成25年10月)</p>	<p>改定年度を反映 改定年度を反映 改定年度を反映 改定年度を反映</p>																																																																																																																																																																																																																
共-3-2	<p>日本道路協会 道路標識設置基準 (昭和62年1月) 日本道路協会 視線誘導標設置基準 (昭和59年10月)</p>	<p>日本道路協会 道路標識設置基準・同解説 (昭和62年1月) 日本道路協会 視線誘導標設置基準・同解説 (昭和59年10月) 土木学会 コンクリート標準示方書 (規準編) (平成24年11月)</p>	<p>名称訂正 名称訂正 諸基準類の追加</p>																																																																																																																																																																																																																
共-3-4	<p>第3節 共通の工種 3-3-2 材料</p> <p><b>表 3-1 反射体</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">観測角</th> <th colspan="2">反射体の色</th> <th colspan="3">白色</th> <th colspan="3">橙色</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">入射角</th> <th rowspan="2">0°</th> <th rowspan="2">10°</th> <th rowspan="2">20°</th> <th rowspan="2">0°</th> <th rowspan="2">10°</th> <th rowspan="2">20°</th> </tr> <tr> <th>0°</th> <th>10°</th> <th>20°</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.2°</td> <td></td> <td>35</td> <td>28</td> <td>21</td> <td>22</td> <td>18</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>0.5°</td> <td></td> <td>17</td> <td>4</td> <td>10</td> <td>11</td> <td>9</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>1.5°</td> <td></td> <td>0.55</td> <td>0.44</td> <td>0.33</td> <td>0.34</td> <td>0.28</td> <td>0.20</td> </tr> </tbody> </table>	観測角	反射体の色		白色			橙色			入射角	0°	10°	20°	0°	10°	20°	0°	10°	20°	0.2°		35	28	21	22	18	13	0.5°		17	4	10	11	9	6	1.5°		0.55	0.44	0.33	0.34	0.28	0.20	<p>第3節 共通の工種 3-3-2 材料</p> <p><b>表 3-1 反射体</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">観測角</th> <th colspan="2">反射体の色</th> <th colspan="3">白色</th> <th colspan="3">橙色</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">入射角</th> <th rowspan="2">0°</th> <th rowspan="2">10°</th> <th rowspan="2">20°</th> <th rowspan="2">0°</th> <th rowspan="2">10°</th> <th rowspan="2">20°</th> </tr> <tr> <th>0°</th> <th>10°</th> <th>20°</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.2°</td> <td></td> <td>35</td> <td>28</td> <td>21</td> <td>22</td> <td>18</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>0.5°</td> <td></td> <td>17</td> <td>4</td> <td>10</td> <td>11</td> <td>9</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>1.5°</td> <td></td> <td>0.55</td> <td>0.44</td> <td>0.33</td> <td>0.34</td> <td>0.28</td> <td>0.20</td> </tr> </tbody> </table>	観測角	反射体の色		白色			橙色			入射角	0°	10°	20°	0°	10°	20°	0°	10°	20°	0.2°		35	28	21	22	18	13	0.5°		17	4	10	11	9	6	1.5°		0.55	0.44	0.33	0.34	0.28	0.20																																																																																																																											
観測角	反射体の色		白色			橙色																																																																																																																																																																																																													
	入射角		0°	10°	20°	0°	10°	20°																																																																																																																																																																																																											
		0°							10°	20°																																																																																																																																																																																																									
0.2°		35	28	21	22	18	13																																																																																																																																																																																																												
0.5°		17	4	10	11	9	6																																																																																																																																																																																																												
1.5°		0.55	0.44	0.33	0.34	0.28	0.20																																																																																																																																																																																																												
観測角	反射体の色		白色			橙色																																																																																																																																																																																																													
	入射角	0°	10°	20°	0°	10°	20°																																																																																																																																																																																																												
								0°	10°	20°																																																																																																																																																																																																									
0.2°		35	28	21	22	18	13																																																																																																																																																																																																												
0.5°		17	4	10	11	9	6																																																																																																																																																																																																												
1.5°		0.55	0.44	0.33	0.34	0.28	0.20																																																																																																																																																																																																												
共-3-5	<p>3-3-3 作業土工 (床掘り・埋戻し) 5. 受注者は、岩盤床掘りを発破によって行う場合には設計図書に定める仕上げ面を超えて発破を行わないように施工しなければならない。万一誤って仕上げ面を超えて発破を行った場合は、計画仕上がり面まで修復しなければならない。この場合、修復箇所が目的構造物の機能を損なわず、かつ現況地盤に悪影響を及ぼさない方法で施工しなければならない。</p>	<p>3-3-3 作業土工 (床掘り・埋戻し) 5. 受注者は、岩盤床掘りを発破によって行う場合には設計図書に定める仕上げ面を超えて発破を行わないように施工しなければならない。万一誤って仕上げ面を超えて発破を行った場合は、計画仕上がり面まで修復しなければならない。この場合、修復箇所が目的構造物の機能を損なわず、かつ現況地盤に悪影響を及ぼさない方法で施工しなければならない。</p>	<p>表現の統一</p>																																																																																																																																																																																																																

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (H28. 4. 1)

頁	改定前	改定後	摘要
共-3-6	13. 受注者は、河川構造物付近のように水密性を確保しなければならない箇所の埋戻しにあたり、埋戻し材に含まれる石等が <b>一ヶ所</b> に集中しないように施工しなければならない。	13. 受注者は、河川構造物付近のように水密性を確保しなければならない箇所の埋戻しにあたり、埋戻し材に含まれる石等が <b>1ヶ所</b> に集中しないように施工しなければならない。	表現の統一
共-3-8 共-3-9	<b>3-3-7 植生工</b> 6. 受注者は、張芝、筋芝、 <b>人工張芝</b> の法肩に耳芝を施工しなければならない。耳芝とは、堤防等の法肩の崩れを防ぐために、法肩に沿って天端に巾10～15cm程度に張る芝をいうものとする。 8. 受注者は、 <b>張芝の脱落を防止するため、張芝一枚当り2～3本の芝串で固定しなければならない。</b> また、張付けにあたっては芝の長手を水平方向とし、縦目地を通さず施工しなければならない。	<b>3-3-7 植生工</b> 6. 受注者は、張芝、筋芝の法肩に耳芝を施工しなければならない。耳芝とは、堤防等の法肩の崩れを防ぐために、法肩に沿って天端に巾10～15cm程度に張る芝をいうものとする。 8. 受注者は、 <b>張芝の脱落を防止するため、張芝1m2当たり20～30本の芝串で固定するものとする。</b> また、張付けにあたっては芝の長手を水平方向とし、縦目地を通さず施工しなければならない。	芝串本数は、ロール芝の施工を考慮し、「1m2当たり」に修正
共-3-11	<b>3-3-9 小型標識工</b> 15. 受注者は、支柱用鋼管及び取付け鋼板などに溶融亜鉛 <b>メッキ</b> する場合、その付着量をJIS H 8641 (溶融亜鉛 <b>メッキ</b> ) 2種の (HDZ55) 550g/m <sup>2</sup> (片面の付着量) 以上としなければならない。ただし、厚さ3.2mm未満の鋼材については2種 (HDZ35) 350g/m <sup>2</sup> (片面の付着量) 以上としなければならない。	<b>3-3-9 小型標識工</b> 15. 受注者は、支柱用鋼管及び取付け鋼板などに溶融亜鉛 <b>めっき</b> する場合、その付着量をJIS H 8641 (溶融亜鉛 <b>めっき</b> ) 2種の (HDZ55) 550g/m <sup>2</sup> (片面の付着量) 以上としなければならない。 <b>厚さ3.2mm以上、6mm未満の鋼材については2種 (HDZ45) 450 g/m2以上、</b> ただし、厚さ3.2mm未満の鋼材については2種 (HDZ35) 350g/m <sup>2</sup> (片面の付着量) 以上としなければならない。	諸基準 (鋼道路橋防食便覧) の改定に伴う修正
共-3-12	16. 受注者は、防錆処理にあたり、その素材前処理、 <b>メッキ</b> 及び後処理作業をJIS H 8641 (溶融亜鉛 <b>メッキ</b> ) の規定により行わなければならない。  なお、ネジ部は <b>メッキ</b> 後ネジさらい、または遠心分離をしなければならない。  17. 受注者は、 <b>メッキ</b> 後加工した場合、鋼材の表面の水分、油分などの付着物を除去し、入念な清掃後にジंकリッチ塗装で現場仕上げを行わなければならない。	16. 受注者は、防錆処理にあたり、その素材前処理、 <b>めっき</b> 及び後処理作業をJIS H 8641 (溶融亜鉛 <b>めっき</b> ) の規定により行わなければならない。  なお、ネジ部は <b>めっき</b> 後ネジさらい、または遠心分離をしなければならない。  17. 受注者は、 <b>めっき</b> 後加工した場合、鋼材の表面の水分、油分などの付着物を除去し、入念な清掃後にジंकリッチ塗装で現場仕上げを行わなければならない。	表現の統一  表現の統一  表現の統一
共-3-17	<b>3-3-14 桁製作工</b> (7) 組立溶接 受注者は、本溶接の一部となる組立溶接にあたって、本溶接を行う溶接作業者と同等の技術をもつ者を従事させ、使用溶接棒は、本溶接の場合と同様に管理しなければならない。 組立溶接のすみ肉脚長 (すみ肉溶接以外の溶接にあつてはすみ肉換算の脚長) は4mm以上とし、長さは80mm以上とするものとする。ただし、厚い方の板厚が12mm以下の場合、または以下の式により計算した鋼材の溶接われ感受性組成 $P_{CM}$ が0.22%以下の場合、50mm以上とすることができるものとする。	<b>3-3-14 桁製作工</b> (7) 組立溶接 受注者は、本溶接の一部となる組立溶接にあたって、本溶接を行う溶接作業者と同等の技術をもつ者を従事させ、使用溶接棒は、本溶接の場合と同様に管理しなければならない。 組立溶接のすみ肉脚長 (すみ肉溶接以外の溶接にあつてはすみ肉換算の脚長) は4mm以上とし、長さは80mm以上とするものとする。ただし、厚い方の板厚が12mm以下の場合、または以下の式により計算した鋼材の溶接われ感受性組成 $P_{CM}$ が0.22%以下の場合、50mm以上とすることができるものとする。	表現の統一
共-3-18 共-3-20	(11) 溶接の検査 ⑥ 外部きずの検査について、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に応じた <b>JIS Z 2305</b> (非破壊試験-技術者の資格及び認証) に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。  内部きずの検査について、放射線透過試験又は超音波探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に応じて <b>JIS Z 2305</b> (非破壊試験-技術者の資格及び認証) に基づく次の1)～3) に示す資格を有していなければならない。	(11) 溶接の検査 ⑥ 外部きずの検査について、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に応じた <b>JIS Z 2305</b> (非破壊試験-技術者の資格及び認証) に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。  内部きずの検査について、放射線透過試験又は超音波探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に応じて <b>JIS Z 2305</b> (非破壊試験-技術者の資格及び認証) に基づく次の1)～3) に示す資格を有していなければならない。	表現の統一  表現の統一

頁	改定前	改定後	摘要																																																																																				
共-3-23  共-3-24	<p><b>3-3-15 工場塗装工</b></p> <p style="text-align: center;"><b>表 3-12 塗装禁止条件</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">塗 装 の 種 類</th> <th style="width: 35%;">気 温 (℃)</th> <th style="width: 35%;">湿 度 (RH%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長ばく形エッチングプライマー</td> <td>5 以下</td> <td>85 以上</td> </tr> <tr> <td>無機ジンクリッチプライマー 無機ジンクリッチペイント</td> <td>0 以下</td> <td>50 以下</td> </tr> <tr> <td>有機ジンクリッチペイント</td> <td>10 以下</td> <td>85 以上</td> </tr> <tr> <td>エポキシ樹脂塗料下塗 ※ 変性エポキシ樹脂塗料下塗 変性エポキシ樹脂塗料内面用 ※</td> <td>10 以下</td> <td>85 以上</td> </tr> <tr> <td>亜鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗 弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗</td> <td>5 以下</td> <td>85 以上</td> </tr> <tr> <td>超厚膜形エポキシ樹脂塗料</td> <td>10 以下</td> <td>85 以上</td> </tr> <tr> <td>エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用) 変性エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用) 変性エポキシ樹脂塗料内面用 (低温用)</td> <td>5 以下、20 以上</td> <td>85 以上</td> </tr> <tr> <td>無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料 ※</td> <td>10 以下、30 以上</td> <td>85 以上</td> </tr> <tr> <td>無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料 (低温用)</td> <td>5 以下 20 以上</td> <td>85 以上</td> </tr> <tr> <td>コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー</td> <td>5 以下</td> <td>85 以上</td> </tr> <tr> <td>ふっ素樹脂塗料用中塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用中塗 コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗</td> <td>5 以下</td> <td>85 以上</td> </tr> <tr> <td>ふっ素樹脂塗料上塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用柔軟形ふっ素樹脂塗料上塗</td> <td>0 以下</td> <td>85 以上</td> </tr> <tr> <td>鉛・クロムフリーさび止めペイント 長油性フタル酸樹脂塗料中塗 長油性フタル酸樹脂塗料上塗</td> <td>5 以下</td> <td>85 以上</td> </tr> </tbody> </table>	塗 装 の 種 類	気 温 (℃)	湿 度 (RH%)	長ばく形エッチングプライマー	5 以下	85 以上	無機ジンクリッチプライマー 無機ジンクリッチペイント	0 以下	50 以下	有機ジンクリッチペイント	10 以下	85 以上	エポキシ樹脂塗料下塗 ※ 変性エポキシ樹脂塗料下塗 変性エポキシ樹脂塗料内面用 ※	10 以下	85 以上	亜鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗 弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗	5 以下	85 以上	超厚膜形エポキシ樹脂塗料	10 以下	85 以上	エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用) 変性エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用) 変性エポキシ樹脂塗料内面用 (低温用)	5 以下、20 以上	85 以上	無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料 ※	10 以下、30 以上	85 以上	無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料 (低温用)	5 以下 20 以上	85 以上	コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー	5 以下	85 以上	ふっ素樹脂塗料用中塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用中塗 コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗	5 以下	85 以上	ふっ素樹脂塗料上塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用柔軟形ふっ素樹脂塗料上塗	0 以下	85 以上	鉛・クロムフリーさび止めペイント 長油性フタル酸樹脂塗料中塗 長油性フタル酸樹脂塗料上塗	5 以下	85 以上	<p><b>3-3-15 工場塗装工</b></p> <p style="text-align: center;"><b>表 3-12 塗装禁止条件</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">塗 装 の 種 類</th> <th style="width: 35%;">気 温 (℃)</th> <th style="width: 35%;">湿 度 (RH%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長ばく形エッチングプライマー</td> <td>5 以下</td> <td>85 以上</td> </tr> <tr> <td>無機ジンクリッチプライマー 無機ジンクリッチペイント</td> <td>0 以下</td> <td>50 以下</td> </tr> <tr> <td>有機ジンクリッチペイント</td> <td>5 以下</td> <td>85 以上</td> </tr> <tr> <td>エポキシ樹脂塗料下塗 ※ 変性エポキシ樹脂塗料下塗 変性エポキシ樹脂塗料内面用 ※</td> <td>10 以下</td> <td>85 以上</td> </tr> <tr> <td>亜鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗 弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗</td> <td>5 以下</td> <td>85 以上</td> </tr> <tr> <td>超厚膜形エポキシ樹脂塗料</td> <td>5 以下</td> <td>85 以上</td> </tr> <tr> <td>エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用) 変性エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用) 変性エポキシ樹脂塗料内面用 (低温用)</td> <td>5 以下、20 以上</td> <td>85 以上</td> </tr> <tr> <td>無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料 ※</td> <td>10 以下、30 以上</td> <td>85 以上</td> </tr> <tr> <td>無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料 (低温用)</td> <td>5 以下 20 以上</td> <td>85 以上</td> </tr> <tr> <td>コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー</td> <td>5 以下</td> <td>85 以上</td> </tr> <tr> <td>ふっ素樹脂塗料用中塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用中塗 コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗</td> <td>5 以下</td> <td>85 以上</td> </tr> <tr> <td>ふっ素樹脂塗料上塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用柔軟形ふっ素樹脂塗料上塗</td> <td>0 以下</td> <td>85 以上</td> </tr> <tr> <td>鉛・クロムフリーさび止めペイント 長油性フタル酸樹脂塗料中塗 長油性フタル酸樹脂塗料上塗</td> <td>5 以下</td> <td>85 以上</td> </tr> </tbody> </table>	塗 装 の 種 類	気 温 (℃)	湿 度 (RH%)	長ばく形エッチングプライマー	5 以下	85 以上	無機ジンクリッチプライマー 無機ジンクリッチペイント	0 以下	50 以下	有機ジンクリッチペイント	5 以下	85 以上	エポキシ樹脂塗料下塗 ※ 変性エポキシ樹脂塗料下塗 変性エポキシ樹脂塗料内面用 ※	10 以下	85 以上	亜鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗 弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗	5 以下	85 以上	超厚膜形エポキシ樹脂塗料	5 以下	85 以上	エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用) 変性エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用) 変性エポキシ樹脂塗料内面用 (低温用)	5 以下、20 以上	85 以上	無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料 ※	10 以下、30 以上	85 以上	無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料 (低温用)	5 以下 20 以上	85 以上	コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー	5 以下	85 以上	ふっ素樹脂塗料用中塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用中塗 コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗	5 以下	85 以上	ふっ素樹脂塗料上塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用柔軟形ふっ素樹脂塗料上塗	0 以下	85 以上	鉛・クロムフリーさび止めペイント 長油性フタル酸樹脂塗料中塗 長油性フタル酸樹脂塗料上塗	5 以下	85 以上	諸基準の改定に伴う修正
塗 装 の 種 類	気 温 (℃)	湿 度 (RH%)																																																																																					
長ばく形エッチングプライマー	5 以下	85 以上																																																																																					
無機ジンクリッチプライマー 無機ジンクリッチペイント	0 以下	50 以下																																																																																					
有機ジンクリッチペイント	10 以下	85 以上																																																																																					
エポキシ樹脂塗料下塗 ※ 変性エポキシ樹脂塗料下塗 変性エポキシ樹脂塗料内面用 ※	10 以下	85 以上																																																																																					
亜鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗 弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗	5 以下	85 以上																																																																																					
超厚膜形エポキシ樹脂塗料	10 以下	85 以上																																																																																					
エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用) 変性エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用) 変性エポキシ樹脂塗料内面用 (低温用)	5 以下、20 以上	85 以上																																																																																					
無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料 ※	10 以下、30 以上	85 以上																																																																																					
無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料 (低温用)	5 以下 20 以上	85 以上																																																																																					
コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー	5 以下	85 以上																																																																																					
ふっ素樹脂塗料用中塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用中塗 コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗	5 以下	85 以上																																																																																					
ふっ素樹脂塗料上塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用柔軟形ふっ素樹脂塗料上塗	0 以下	85 以上																																																																																					
鉛・クロムフリーさび止めペイント 長油性フタル酸樹脂塗料中塗 長油性フタル酸樹脂塗料上塗	5 以下	85 以上																																																																																					
塗 装 の 種 類	気 温 (℃)	湿 度 (RH%)																																																																																					
長ばく形エッチングプライマー	5 以下	85 以上																																																																																					
無機ジンクリッチプライマー 無機ジンクリッチペイント	0 以下	50 以下																																																																																					
有機ジンクリッチペイント	5 以下	85 以上																																																																																					
エポキシ樹脂塗料下塗 ※ 変性エポキシ樹脂塗料下塗 変性エポキシ樹脂塗料内面用 ※	10 以下	85 以上																																																																																					
亜鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗 弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗	5 以下	85 以上																																																																																					
超厚膜形エポキシ樹脂塗料	5 以下	85 以上																																																																																					
エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用) 変性エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用) 変性エポキシ樹脂塗料内面用 (低温用)	5 以下、20 以上	85 以上																																																																																					
無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料 ※	10 以下、30 以上	85 以上																																																																																					
無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料 (低温用)	5 以下 20 以上	85 以上																																																																																					
コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー	5 以下	85 以上																																																																																					
ふっ素樹脂塗料用中塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用中塗 コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗	5 以下	85 以上																																																																																					
ふっ素樹脂塗料上塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用柔軟形ふっ素樹脂塗料上塗	0 以下	85 以上																																																																																					
鉛・クロムフリーさび止めペイント 長油性フタル酸樹脂塗料中塗 長油性フタル酸樹脂塗料上塗	5 以下	85 以上																																																																																					
共-3-25	<p>10. 下 塗</p> <p>(3) 受注者は、現地溶接を行う部分及びこれに隣接する両側の幅10cmの部分に工場塗装を行ってはならない。ただし、さびの生ずるおそれがある場合には防錆剤を塗布することができるが、溶接及び塗膜に影響をおよぼすおそれのあるものについては溶接及び塗装前に除去しなければならない。</p>	<p>10. 下 塗</p> <p>(3) 受注者は、溶接や余熱による熱影響で塗膜劣化する可能性がある現場溶接部近傍に塗装を行ってはならない。未塗装範囲は熱影響部のほか、自動溶接機の取り付けや超音波探傷の施工などを考慮して決定する。ただし、さびの生ずるおそれがある場合には防錆剤を塗布することができるが、溶接及び塗膜に影響をおよぼすおそれのあるものについては溶接及び塗装前に除去しなければならない。</p>	諸基準の改定に伴う修正																																																																																				

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (H28. 4. 1)

頁	改定前	改定後	摘要
共-3-25	<p><b>11. 中塗り、上塗り</b></p> <p>(2) <b>受注者</b>は、海岸地域、大気汚染の著しい地域等、特殊環境の鋼橋の塗装については、素地調整終了から上塗り完了までをすみやかに塗装しなければならない。</p> <p>12. 検査</p> <p>(3) <b>受注者</b>は、同一工事、同一塗装系及び同一塗装方法により塗装された500㎡単位毎25点（1点当たり5回測定）以上塗膜厚の測定をしなければならない。</p> <p>④ 平均値、最小値、標準偏差のそれぞれ3条件のうち1つでも不合格の場合は<b>2倍の測定を行い</b>基準値を満足すれば合格とし、不合格の場合は、塗増し再検査しなければならない。</p>	<p><b>11. 中塗り、上塗り</b></p> <p>(2) <b>受注者</b>は、海岸地域、大気汚染の著しい地域等、特殊環境の鋼橋の塗装については、素地調整終了から上塗り完了までをすみやかに塗装しなければならない。</p> <p>12. 検査</p> <p>(3) <b>受注者</b>は、同一工事、同一塗装系及び同一塗装方法により塗装された500㎡単位毎25点（1点当たり5回測定）以上塗膜厚の測定をしなければならない。<b>ただし、1ロットの面積が200㎡に満たない場合は10㎡ごとに1点とする。</b></p> <p>④ 平均値、最小値、標準偏差のそれぞれ3条件のうち1つでも不合格の場合は<b>さらに同数の測定を行い、当初の測定値と合わせて計算した結果が</b>基準値を満足すれば合格とし、不合格の場合は、塗増し再検査しなければならない。</p>	<p>表現の統一</p> <p>表現の統一</p> <p>諸基準の改定に伴う修正</p> <p>基準書の改定はないが、誤解を生まないよう、共通仕様書の条文を基準書の記載に合わせた</p>
共-3-26	<p><b>3-3-16 コンクリート面塗装工</b></p> <p>1. <b>受注者</b>は、塗装に先立ちコンクリート面の素地調整において、以下の項目に従わなければならない。</p> <p>(1) <b>受注者</b>は、コンクリート表面に付着したレイトンス、じんあい（埃）、油脂類、塩分等の有害物や脆弱部等、前処理のプライマーの密着性に悪影響を及ぼすものは確実に除去しなければならない。</p> <p>(2) <b>受注者</b>は、コンクリート表面に小穴、き裂等のある場合、<b>有離石灰</b>を除去し、穴埋めを行い、表面を平滑にしなければならない。</p> <p>3. <b>受注者</b>は、以下の場合、塗装を行ってはならない。</p> <p>(1) 気温が、コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー、コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料<b>中塗り</b>及び柔軟系エポキシ樹脂塗料<b>中塗り</b>を用いる場合で5℃以下のとき、コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料<b>上塗り</b>及び柔軟系ふっ素樹脂塗料<b>上塗り</b>を用いる場合で0℃以下のとき</p>	<p><b>3-3-16 コンクリート面塗装工</b></p> <p>1. <b>受注者</b>は、塗装に先立ちコンクリート面の素地調整において、以下の項目に従わなければならない。</p> <p>(1) <b>受注者</b>は、コンクリート表面に付着したレイトンス、じんあい（埃）、油脂類、塩分等の有害物や脆弱部等、前処理のプライマーの密着性に悪影響を及ぼすものは確実に除去しなければならない。</p> <p>(2) <b>受注者</b>は、コンクリート表面に小穴、き裂等のある場合、<b>遊離石灰</b>を除去し、穴埋めを行い、表面を平滑にしなければならない。</p> <p>3. <b>受注者</b>は、以下の場合、塗装を行ってはならない。</p> <p>(1) 気温が、コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー、コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料<b>中塗り</b>及び柔軟系エポキシ樹脂塗料<b>中塗り</b>を用いる場合で5℃以下のとき、コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料<b>上塗り</b>及び柔軟系ふっ素樹脂塗料<b>上塗り</b>を用いる場合で0℃以下のとき</p>	<p>語句修正</p> <p>表現の統一</p>
共-3-27 共-3-29	<p><b>3-4-4 既製杭工</b></p> <p>21. 既製杭工における鋼管杭及びH鋼杭の現場継手については、以下の各号の規定によるものとする。</p> <p>(2) <b>受注者</b>は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接は、JIS Z 3801（手溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験のうち、その作業に該当する試験（または同等以上の検定試験）に合格した者でかつ現場溶接の施工経験が<b>6ヵ月</b>以上の者に行わさせなければならない。ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験（またはこれと同等以上の検定試験）に合格した者でなければならない。</p>	<p><b>3-4-4 既製杭工</b></p> <p>21. 既製杭工における鋼管杭及びH鋼杭の現場継手については、以下の各号の規定によるものとする。</p> <p>(2) <b>受注者</b>は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接は、JIS Z 3801（手溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験のうち、その作業に該当する試験（または同等以上の検定試験）に合格した者でかつ現場溶接の施工経験が<b>6ヶ月</b>以上の者に行わさせなければならない。ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験（またはこれと同等以上の検定試験）に合格した者でなければならない。</p>	<p>表現の統一</p>
共-3-30 共-3-31	<p><b>3-4-5 場所打杭工</b></p> <p><b>4. 受注者</b>は、場所打杭工の杭頭処理に際して、杭の本体を損傷させないように行わなければならない。</p> <p><b>5. 受注者</b>は、場所打杭工の施工に使用する掘削機械の作業中の水平度や安定などを確保するために、据付け地盤を整備しなければならない。掘削機は、杭位置に据付けなければならない。</p>	<p><b>3-4-5 場所打杭工</b></p> <p><b>4. 受注者</b>は、場所打杭工の施工に使用する掘削機械の作業中の水平度や安定などを確保するために、据付け地盤を整備しなければならない。掘削機は、杭位置に据付けなければならない。</p>	<p>13. に統合</p>

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (H28. 4. 1)

頁	改定前	改定後	摘要
共-3-31	<p>6. 受注者は、場所打杭工の施工を行うにあたり、周辺地盤及び支持層を乱さないように掘削し、<b>設計図書</b>に示された深度に達する前に掘削不能となった場合は、原因を調査するとともに、<b>監督職員</b>と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p>7. 受注者は、場所打杭工の施工を行うにあたり、常に鉛直を保持し、所定の深度まで確実に掘削しなければならない。</p> <p>8. 受注者は、場所打杭工の施工にあたり、地質に適した速度で掘削しなければならない。</p> <p>9. 受注者は、場所打杭工の施工にあたり、<b>設計図書</b>に示した支持地盤に達したことを、掘削深さ、掘削土砂、地質柱状図及びサンプルなどにより<b>確認</b>し、その資料を整備及び保管し、<b>監督職員</b>の請求があった場合は、遅滞なく<b>提示</b>するとともに、検査時まで<b>提出</b>しなければならない。また、<b>受注者</b>は、コンクリート打込みに先立ち孔底沈殿物（スライム）を除去しなければならない。</p> <p>10. 受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの建込み中及び建込み後に、湾曲、脱落座屈などを防止するとともに、鉄筋かごには、<b>設計図書</b>に示されたかぶりが確保できるように、スペーサーを同一深さ位置に<b>4箇所</b>以上、深さ方向5m間隔以下で取付けなければならない。</p> <p>11. 受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの継手は重ね継手としなければならない。これにより難しい場合は、<b>監督職員</b>の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p>12. 受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの組立てにあたっては、形状保持などのための溶接を行ってはならない。ただし、これにより難しい場合には<b>監督職員</b>と<b>協議</b>するものとする。また、コンクリート打込みの際に鉄筋が動かないように堅固なものとしなければならない。なお、鉄筋かごを運搬する場合には、変形を生じないようにしなければならない。</p> <p>13. 受注者は、場所打杭工のコンクリート打込みにあたっては、トレミー管を用いたブランジャー方式によるものとし、打込み量及び打込み高を常に計測しなければならない。これにより難しい場合は、<b>監督職員</b>の<b>承諾</b>を得なければならない。また、<b>受注者</b>は、トレミー管下端とコンクリート立上り高の関係をトレミー管の位置、コンクリート打込み数量より検討し、トレミー管をコンクリート内に打込み開始時を除き、2m以上入れておかななければならない。</p>	<p>5. 受注者は、場所打杭工の施工を行うにあたり、周辺地盤及び支持層を乱さないように掘削し、<b>設計図書</b>に示された深度に達する前に掘削不能となった場合は、原因を調査するとともに、<b>監督職員</b>と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p>6. 受注者は、場所打杭工の施工を行うにあたり、常に鉛直を保持し、所定の深度まで確実に掘削しなければならない。</p> <p>7. 受注者は、場所打杭工の施工にあたり、地質に適した速度で掘削しなければならない。</p> <p>8. 受注者は、場所打杭工の施工にあたり、<b>設計図書</b>に示した支持地盤に達したことを、掘削深さ、掘削土砂、地質柱状図及びサンプルなどにより<b>確認</b>し、その資料を整備及び保管し、<b>監督職員</b>の請求があった場合は、遅滞なく<b>提示</b>するとともに、検査時まで<b>提出</b>しなければならない。また、<b>受注者</b>は、コンクリート打込みに先立ち孔底沈殿物（スライム）を除去しなければならない。</p> <p>9. 受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの建込み中及び建込み後に、湾曲、脱落座屈などを防止するとともに、鉄筋かごには、<b>設計図書</b>に示されたかぶりが確保できるように、スペーサーを同一深さ位置に<b>4ヶ所</b>以上、深さ方向5m間隔以下で取付けなければならない。</p> <p>10. 受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの継手は重ね継手としなければならない。これにより難しい場合は、<b>監督職員</b>の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p>11. 受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの組立てにあたっては、形状保持などのための溶接を行ってはならない。ただし、これにより難しい場合には<b>監督職員</b>と<b>協議</b>するものとする。また、コンクリート打込みの際に鉄筋が動かないように堅固なものとしなければならない。なお、鉄筋かごを運搬する場合には、変形を生じないようにしなければならない。</p> <p>12. 受注者は、場所打杭工のコンクリート打込みにあたっては、トレミー管を用いたブランジャー方式によるものとし、打込み量及び打込み高を常に計測しなければならない。これにより難しい場合は、<b>監督職員</b>の<b>承諾</b>を得なければならない。また、<b>受注者</b>は、トレミー管下端とコンクリート立上り高の関係をトレミー管の位置、コンクリート打込み数量より検討し、トレミー管をコンクリート内に打込み開始時を除き、2m以上入れておかななければならない。</p>	<p>表現の統一</p>
共-3-32	<p>14. 受注者は、場所打杭工の<b>施工にあたり</b>、連続してコンクリートを打込み、レイタンス部分を除いて品質不良のコンクリート部分を見込んで<b>設計図書</b>に示す打上り面より孔内水を使用しない場合で50cm以上、孔内水を使用する場合で80cm以上高く打込み、硬化後、<b>設計図書</b>に示す高さまで取り壊さなければならない。</p>	<p>13. 受注者は、場所打杭工の<b>杭頭処理に際して</b>、杭の本体を<b>損傷させない</b>ように行わなければならない。また、<b>受注者は、場所打杭工の施工にあたり</b>、連続してコンクリートを打込み、レイタンス部分を除いて品質不良のコンクリート部分を見込んで<b>設計図書</b>に示す打上り面より孔内水を使用しない場合で50cm以上、孔内水を使用する場合で80cm以上高く打込み、硬化後、<b>設計図書</b>に示す高さまで取り壊さなければならない。<b>オールケーシング工法による場所打杭の施工にあたっては</b>、鉄筋天端高さまで<b>コンクリートを打ち込み、硬化後、設計書図書に示す高さまで取り壊すものとする。</b></p>	<p>4. を統合 道路橋示方書 (H24. 3改訂) では、仕様書と同様の記載に加えてオールケーシング工法の場合には鉄筋天端高さまで余分に打ち込むことが望ましいとされている。</p>



長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (H28. 4. 1)

頁	改定前	改定後	摘要
共-3-32	<p>15. 受注者は、オールケーシング工法の施工におけるケーシングチューブの引抜きにあたり、鉄筋かごの共上りを起こさないようにするとともに、引抜き最終時を除き、ケーシングチューブ下端をコンクリート打設面より2 m以上コンクリート内に挿入しておかなければならない。</p> <p>16. 受注者は、リバース工法、アースドリル工法、ダウンザホールハンマー工法及び大口徑ボーリングマシン工法の施工にあたり、掘削中には孔壁の崩壊を生じないように、孔内水位を外水位より低下させてはならない。また、掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度、比重等の状況について管理しなければならない。</p> <p>17. 受注者は、リバース工法、アースドリル工法、ダウンザホールハンマー工法及び大口徑ボーリングマシン工法において鉄筋かごを降下させるにあたり、孔壁に接触させて孔壁崩壊を生じさせないようにしなければならない。</p> <p>18. 受注者は、殻運搬処理を行うにあたっては、運搬物が飛散しないように、適正な処置を行わなければならない。</p> <p>19. 受注者は、泥水処理を行うにあたり、水質汚濁に係わる環境基準について（環境省告示）、長崎県環境基本条例等の関係法令等に従い、適切に処理を行わなければならない。</p> <p>20. 受注者は杭土処理を行うにあたり、適切な方法及び機械を用いて処理しなければならない。</p> <p>21. 受注者は、周辺地域の地下水利用状況等から作業に伴い水質水量等に影響を及ぼすおそれのある場合には、あらかじめその調査・対策について監督職員と協議しなければならない。</p> <p>22. 受注者は、基礎杭施工時における泥水・油脂等が飛散しないようにしなければならない。</p> <p>23. 受注者は、全ての杭について、床掘完了後（杭頭余盛部の撤去前）に杭頭部の杭径を確認するとともに、その状況について写真撮影を行い監督職員に提出しなければならない。その際、杭径が出来形管理基準を満たさない状況が発生した場合は、補修方法等について監督職員と協議しなければならない。</p>	<p>14. 受注者は、オールケーシング工法の施工におけるケーシングチューブの引抜きにあたり、鉄筋かごの共上りを起こさないようにするとともに、引抜き最終時を除き、ケーシングチューブ下端をコンクリート打設面より2 m以上コンクリート内に挿入しておかなければならない。</p> <p>15. 受注者は、リバース工法、アースドリル工法、ダウンザホールハンマー工法及び大口徑ボーリングマシン工法の施工にあたり、掘削中には孔壁の崩壊を生じないように、孔内水位を外水位より低下させてはならない。また、掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度、比重等の状況について管理しなければならない。</p> <p>16. 受注者は、リバース工法、アースドリル工法、ダウンザホールハンマー工法及び大口徑ボーリングマシン工法において鉄筋かごを降下させるにあたり、孔壁に接触させて孔壁崩壊を生じさせないようにしなければならない。</p> <p>17. 受注者は、殻運搬処理を行うにあたっては、運搬物が飛散しないように、適正な処置を行わなければならない。</p> <p>18. 受注者は、泥水処理を行うにあたり、水質汚濁に係わる環境基準について（環境省告示）、長崎県環境基本条例等の関係法令等に従い、適切に処理を行わなければならない。</p> <p>19. 受注者は杭土処理を行うにあたり、適切な方法及び機械を用いて処理しなければならない。</p> <p>20. 受注者は、周辺地域の地下水利用状況等から作業に伴い水質水量等に影響を及ぼすおそれのある場合には、あらかじめその調査・対策について監督職員と協議しなければならない。</p> <p>21. 受注者は、基礎杭施工時における泥水・油脂等が飛散しないようにしなければならない。</p> <p>22. 受注者は、全ての杭について、床掘完了後（杭頭余盛部の撤去前）に杭頭部の杭径を確認するとともに、その状況について写真撮影を行い監督職員に提出しなければならない。その際、杭径が出来形管理基準を満たさない状況が発生した場合は、補修方法等について監督職員と協議しなければならない。</p>	
共-3-35 共-3-36  共-3-72 共-3-73	<p><b>3-4-9 鋼管矢板基礎工</b></p> <p>11. 鋼管矢板基礎工において鋼管矢板の溶接を行う場合については、以下の各号の規定によるものとする。</p> <p>（2）受注者は、鋼管矢板の溶接については、JIS Z 3801（手溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験のうち、その作業に該当する試験（または同等以上の検定試験）に合格した者で、かつ現場溶接の施工経験が6ヵ月以上の者に行わさせなければならない。ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験（またはこれと同等以上の検定試験）に合格した者でなければならない。</p> <p><b>3-10-5 土留・仮締切工</b></p> <p>10. 受注者は、河川構造物付近のように水密性を確保しなければならない箇所の埋戻しにあたり、埋戻し材に含まれる石が1ヶ所に集中しないように施工しなければならない。</p>	<p><b>3-4-9 鋼管矢板基礎工</b></p> <p>11. 鋼管矢板基礎工において鋼管矢板の溶接を行う場合については、以下の各号の規定によるものとする。</p> <p>（2）受注者は、鋼管矢板の溶接については、JIS Z 3801（手溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験のうち、その作業に該当する試験（または同等以上の検定試験）に合格した者で、かつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わさせなければならない。ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験（またはこれと同等以上の検定試験）に合格した者でなければならない。</p> <p><b>3-10-5 土留・仮締切工</b></p> <p>10. 受注者は、河川構造物付近のように水密性を確保しなければならない箇所の埋戻しにあたり、埋戻し材に含まれる石が1ヶ所に集中しないように施工しなければならない。</p>	<p>表現の統一</p> <p>表現の統一</p>

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (H28. 4. 1)

頁	改定前	改定後	摘要
共-4-1	<p><b>4章 土工</b>  <b>第2節 適用すべき諸基準</b>                      土木研究センター 建設発生土利用技術マニュアル (平成16年9月)                      土木研究センター ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル (平成12年2月)                      土木研究センター 多数アンカー式補強土壁工法 設計・施工マニュアル (平成14年10月)                      土木研究センター 補強土 (テールアルメ) 壁工法 設計・施工マニュアル (平成11年12月)</p>	<p>土木研究センター 建設発生土利用技術マニュアル (平成25年12月)                      土木研究センター ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル (平成25年12月)                      土木研究センター 多数アンカー式補強土壁工法 設計・施工マニュアル (平成26年8月)                      土木研究センター 補強土 (テールアルメ) 壁工法 設計・施工マニュアル (平成26年8月)</p>	<p>改定年度を反映                      改定年度を反映                      改定年度を反映                      改定年度を反映</p>
共-4-3 共-4-4	<p><b>4-3-3 盛土工</b>                      4. 受注者は、盛土材料に石が混入する場合には、その施工にあたって石が1ヶ所に集まらないようにしなければならない。</p>	<p><b>4-3-3 盛土工</b>                      4. 受注者は、盛土材料に石が混入する場合には、その施工にあたって石が1ヶ所に集まらないようにしなければならない。</p>	<p>表現の統一</p>
共-4-5 共-4-6	<p><b>4-3-4 盛土補強工</b>                      6. 受注者は、面状補強材の引張り強さを考慮しない盛土縦断方向については、<b>設計図書</b>で特に定めのある場合を除き、<b>面状補強材に5cm程度の重ね合せ幅を確保するものとする。</b></p>	<p><b>4-3-4 盛土補強工</b>                      6. 受注者は、面状補強材の引張り強さを考慮しない盛土縦断方向については、<b>面状補強材をすき間なく、ズレが生じないように施工しなければならない。</b></p>	<p>諸基準の改定に伴う修正。諸基準の改定に伴い「5cm程度の重ね合せ幅」が削除されたため、</p>
共-4-7	<p><b>4-4-4 法面整形工</b>                      3. 受注者は、砂防土工における斜面の掘削部法面整形の施工にあたり、崩壊のおそれのある箇所、あるいは湧水、軟弱地盤等の不良<b>箇所</b>の法面整形は、<b>監督職員</b>と<b>協議</b>しなければならない。</p>	<p><b>4-4-4 法面整形工</b>                      3. 受注者は、砂防土工における斜面の掘削部法面整形の施工にあたり、崩壊のおそれのある箇所、あるいは湧水、軟弱地盤等の不良<b>箇所</b>の法面整形は、<b>監督職員</b>と<b>協議</b>しなければならない。</p>	<p>表現の統一</p>
共-4-8	<p><b>4-5-1 一般事項</b>                      3. 受注者は、盛土と橋台や横断構造物との取付け部である裏込めや埋戻し部分は、供用開始後に構造物との間の路面の連続性を損なわないように、適切な材料を用いて入念な締固めと排水工の施工を行わなければならない。                      なお、構造物取付け部の範囲は、「道路橋示方書・同解説 IV 下部構造編 8. 9橋台背面アプローチ部」(日本道路協会、平成24年3月)及び「道路土工 盛土工指針 4-10盛土と他の構造物との取付け部の構造」(日本道路協会、平成22年4月)を参考とする。</p>	<p><b>4-5-1 一般事項</b>                      3. 受注者は、盛土と橋台や横断構造物との取付け部である裏込めや埋戻し部分は、供用開始後に構造物との間の路面の連続性を損なわないように、適切な材料を用いて入念な締固めと排水工の施工を行わなければならない。                      なお、構造物取付け部の範囲は、「道路橋示方書・同解説 IV 下部構造編 8. 9橋台背面アプローチ部」(日本道路協会、平成24年3月)及び「道路土工 盛土工指針 4-10盛土と他の構造物との取付け部の構造」(日本道路協会、平成22年4月)を参考とする。</p>	<p>表現の統一</p>
共-5-1 共-5-4	<p><b>第5章 無筋・鉄筋コンクリート</b>  <b>5-5-4 材料の計量及び練混ぜ</b>                      1. 計量装置                      (1) 各材料の計量方法及び計量装置は、工事に適し、かつ、各材料を規定の計量誤差内で計量できるものとする。                      なお、<b>受注者</b>は、施工に先立ち各材料の計量方法及び計量装置について、<b>施工計画書</b>へ記載しなければならない。</p>	<p><b>第5章 無筋・鉄筋コンクリート</b>  <b>5-5-4 材料の計量及び練混ぜ</b>                      1. 計量装置                      (1) 各材料の計量方法及び計量装置は、工事に適し、かつ、各材料を規定の計量誤差内で計量できるもの<b>でなければならない。</b>                      なお、<b>受注者</b>は、施工に先立ち各材料の計量方法及び計量装置について、<b>施工計画書</b>へ記載しなければならない。</p>	<p>表現の統一</p>
共-5-5	<p>2. 材料の計量                      (1) <b>受注者</b>は、計量については現場配合によって行わなければならない。また、骨材の表面水率の試験は、「JIS A 1111細骨材の表面水率試験方法」若しくは「JIS A 1125骨材の含水率試験方法及び含水率に基づく表面水率の試験方法」または<b>監督職員</b>の<b>承諾</b>を得た方法によらなければならない。                       なお、骨材が乾燥している場合の有効吸水率の値は、骨材を適切な時間吸水させて求めなければならない。</p>	<p>2. 材料の計量                      (1) <b>受注者</b>は、計量については現場配合によって行わなければならない。また、骨材の表面水率の試験は、「JIS A 1111 細骨材の表面水率試験方法」若しくは「JIS A 1125 骨材の含水率試験方法及び含水率に基づく表面水率の試験方法」、「JIS A 1802 コンクリート生産工程管理用試験方法—遠心力による細骨材の表面水率の試験方法」、「JIS A 1803 コンクリート生産工程管理用試験方法—粗骨材の表面水率試験方法」または<b>連続測定が可能簡易試験方法</b>または<b>監督職員</b>の<b>承諾</b>を得た方法によらなければならない。                      なお、骨材が乾燥している場合の有効吸水率の値は、骨材を適切な時間吸水させて求めなければならない。</p>	<p>諸基準の改定に伴う修正。コンクリート標準示方書(施工編) 施工標準 5章製造 5.3 軽量の改定による。</p>

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (H28. 4. 1)

頁	改定前	改定後	摘要
共-5-5	3. 練混ぜ (2) 受注者は、ミキサの練混ぜ試験を、「JIS A 1119ミキサで練り混ぜたコンクリート中のモルタルの差及び粗骨材量の差の試験方法」及び土木学会規準「連続ミキサの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。	3. 練混ぜ (2) 受注者は、ミキサの練混ぜ試験を、「JIS A 8603-2 練混ぜ性能試験方法」及び土木学会規準「連続ミキサの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。	諸基準の改定に伴う修正
共-5-7	5-6-4 打設 2. 受注者は、コンクリートの打込みを、日平均気温が4℃を超え25℃以下の範囲に予想されるときに実施しなければならない。日平均気温の予想がこの範囲にない場合には、第1編第5章9節暑中コンクリート、10節寒中コンクリートの規定による。	5-6-4 打設 2. 受注者は、コンクリートの打込みを、日平均気温が4℃を超え25℃以下の範囲に予想されるときに実施しなければならない。日平均気温の予想がこの範囲にない場合には、第1編第5章第9節暑中コンクリート、第10節寒中コンクリートの規定による。	表現の統一
共-5-8	5-6-5 締固め 1. 受注者は、コンクリートの締固めに際し、パイプレーターを用いなければならない。 なお、薄い壁等パイプレーターの使用が困難な場所には、型枠振動機を使用しなければならない。	5-6-5 締固め 1. 受注者は、コンクリートの締固めに際し、棒状パイプレータを用いなければならない。 なお、薄い壁等棒状パイプレータの使用が困難な場所には、型枠パイプレータを使用しなければならない。	諸基準の改定に伴う修正
共-5-10	5-6-9 養生 1. 受注者はコンクリートの打込み後の一定期間を、硬化に必要な温度及び湿度条件を保ち、有害な作用の影響を受けないように、養生しなければならない。 2. 受注者は、コンクリートの露出面を養生用マット、ぬらした布等で、これを覆うか、または散水、湛水を行い、少なくとも表5-3の期間、常に湿潤状態を保たなければならない。	5-6-9 養生 1. 受注者はコンクリートの打込み後の一定期間を、硬化に必要な温度および湿潤状態を保ち、有害な作用の影響を受けないように、養生しなければならない。 2. 受注者は、コンクリートの表面を荒らさないで作業できる程度に硬化した後に、露出面を一定期間、十分な湿潤状態に保たなければならない。養生方法の選定にあたっては、その効果を確かめ、適切に湿潤養生期間を定めなければならない。ただし、通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は、表5-3を標準とする。	表現の統一 諸基準の改定に伴う修正 (コンクリート標準示方書)
共-5-10	第7節 鉄筋工 5-7-1 一般事項 2. 受注者は、施工前に、配筋図、鉄筋組立図、及びかぶり詳細図により組立可能か、また配力鉄筋および組立筋を考慮したかぶりとなっているかを照査し、不備を発見したときは監督職員と協議しなければならない。 3. 受注者は、亜鉛メッキ鉄筋の加工を行う場合、その特性に応じた適切な方法でこれを行わなければならない。	第7節 鉄筋工 5-7-1 一般事項 2. 受注者は、施工前に、設計図書に示された形状および寸法で、鉄筋の組立が可能か、また打込みおよび締め固め作業を行うために必要な空間が確保出来ていることを確認しなければならない。不備を発見したときは監督職員と協議しなければならない。 3. 受注者は、亜鉛めっき鉄筋の加工を行う場合、その特性に応じた適切な方法でこれを行わなければならない。	諸基準の改定に伴う修正 (コンクリート標準示方書) 表現の統一
共-5-11	5-7-3 加工 3. 受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書(設計編)第13章鉄筋に関する構造細目」(土木学会 平成25年3月)の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	5-7-3 加工 3. 受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書(設計編)本編第13章鉄筋コンクリートの前提、標準7編第2章鉄筋コンクリートの前提」(土木学会 平成25年3月)の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	表現の統一
共-5-12	5-7-5 継手 2. 受注者は、鉄筋の重ね継手を行う場合は、設計図書に示す長さを重ね合わせて、直径0.8mm以上のなまし鉄線で数箇所緊結しなければならない。	5-7-5 継手 2. 受注者は、鉄筋の重ね継手を行う場合は、設計図書に示す長さを重ね合わせて、直径0.8mm以上のなまし鉄線で数ヶ所緊結しなければならない。	表現の統一

頁	改定前	改定後	摘要
共-5-14	第9節 暑中コンクリート 5-9-2 施工 3. 打設時のコンクリート温度は、35℃以下とする。	第9節 暑中コンクリート 5-9-2 施工 3. 打設時のコンクリート温度は、35℃以下とする。 <b>コンクリート温度がこの上限値を超える場合には、コンクリートが所要の品質を確保できることを確かめなければならない。</b>	諸基準の改定に伴う修正 (コンクリート標準示方書)
共-5-15 共-5-16	第10節 寒中コンクリート 5-10-3 養生 表5-4 寒中コンクリートの養生期間 	第10節 寒中コンクリート 5-10-3 養生 表5-4 寒中コンクリートの養生期間 	諸基準への適合 (コンクリート標準示方書)
共-5-22	第15節 袋詰コンクリート 5-15-1 一般事項 本節は、袋詰コンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。 なお、本節に定めのない事項は、第1編第5章12節水中コンクリートの規定によるものとする。	第15節 袋詰コンクリート 5-15-1 一般事項 本節は、袋詰コンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。 なお、本節に定めのない事項は、第1編第5章 <b>第12節</b> 水中コンクリートの規定によるものとする。	誤字の修正

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (H28. 4. 1)

頁	改定前	改定後	摘要																																																						
河-1-1	<p>第2編 河川編 第1章 築堤・護岸 第2節 適用すべき諸基準</p> <p>国土交通省 仮締切堤設置基準(案) (平成22年6月一部改正)</p>	<p>第2編 河川編 第1章 築堤・護岸 第2節 適用すべき諸基準</p> <p>国土交通省 仮締切堤設置基準(案) (平成26年12月一部改正)</p>	改定年度を反映																																																						
河-1-2	<p>第5節 法覆護岸工 1-5-1 一般事項 5. 受注者は、法覆護岸工の施工に際して、遮水シートを設置する場合は、法面を平滑に仕上げしてから布設しなければならない。また、シートの敷設方向及び重ね合わせ等に配慮して適切に施工するものとし、端部は接着はずれ、はく離等のないよう施工しなければならない。</p>	<p>第5節 法覆護岸工 1-5-1 一般事項 5. 受注者は、法覆護岸工の施工に際して、遮水シートを設置する場合は、法面を平滑に仕上げしてから布設しなければならない。また、シートの敷設方向及び重ね合わせ等に配慮して適切に施工するものとし、端部の接着は、ずれ、はく離等のないよう施工しなければならない。</p>	語句の修正																																																						
河-1-5 河-1-7	<p>1-5-9 多自然型護岸工 表1-7 線材の品質管理</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>試験項目</th> <th>規格値</th> <th>試験方法</th> <th>試験の頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">めっき工場</td> <td colspan="4">省略</td> </tr> <tr> <td>めっき成分</td> <td>表1-7 線材の品質及び規格を参照</td> <td>原子吸光分析法</td> <td>5巻線に1回</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">公的機関</td> <td colspan="4">省略</td> </tr> <tr> <td>めっき成分</td> <td>表1-7 線材の品質及び規格を参照</td> <td>原子吸光分析法</td> <td>200巻線に1回</td> </tr> <tr> <td colspan="4">省略</td> </tr> </tbody> </table>	項目	試験項目	規格値	試験方法	試験の頻度	めっき工場	省略				めっき成分	表1-7 線材の品質及び規格を参照	原子吸光分析法	5巻線に1回	公的機関	省略				めっき成分	表1-7 線材の品質及び規格を参照	原子吸光分析法	200巻線に1回	省略				<p>1-5-9 多自然型護岸工 表1-7 線材の品質管理</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>試験項目</th> <th>規格値</th> <th>試験方法</th> <th>試験の頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">めっき工場</td> <td colspan="4">省略</td> </tr> <tr> <td>めっき成分</td> <td>表1-7 線材の品質及び規格を参照</td> <td>原子吸光分析法 またはICP発光分析法</td> <td>5巻線に1回</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">公的機関</td> <td colspan="4">省略</td> </tr> <tr> <td>めっき成分</td> <td>表1-7 線材の品質及び規格を参照</td> <td>原子吸光分析法 またはICP発光分析法</td> <td>200巻線に1回</td> </tr> <tr> <td colspan="4">省略</td> </tr> </tbody> </table>	項目	試験項目	規格値	試験方法	試験の頻度	めっき工場	省略				めっき成分	表1-7 線材の品質及び規格を参照	原子吸光分析法 またはICP発光分析法	5巻線に1回	公的機関	省略				めっき成分	表1-7 線材の品質及び規格を参照	原子吸光分析法 またはICP発光分析法	200巻線に1回	省略				試験方法の追加
項目	試験項目	規格値	試験方法	試験の頻度																																																					
めっき工場	省略																																																								
	めっき成分	表1-7 線材の品質及び規格を参照	原子吸光分析法	5巻線に1回																																																					
公的機関	省略																																																								
	めっき成分	表1-7 線材の品質及び規格を参照	原子吸光分析法	200巻線に1回																																																					
	省略																																																								
項目	試験項目	規格値	試験方法	試験の頻度																																																					
めっき工場	省略																																																								
	めっき成分	表1-7 線材の品質及び規格を参照	原子吸光分析法 またはICP発光分析法	5巻線に1回																																																					
公的機関	省略																																																								
	めっき成分	表1-7 線材の品質及び規格を参照	原子吸光分析法 またはICP発光分析法	200巻線に1回																																																					
	省略																																																								
河-1-11 河-1-12	<p>第7節 根固め工 1-7-5 沈床工 1. 受注者は、粗朶沈床の施工については、連柴は梢を一方に向け径15cmを標準とし、緊結は長さおよそ60cmごとに連柴締金を用いて締付け、亜鉛引鉄線または、しゅろなわ等にて結束し、この間2箇所を二子なわ等をもって結束するものとし、連柴の長さは格子を結んだときに端にそれぞれ約15cmを残すようにしなければならない。</p>	<p>第7節 根固め工 1-7-5 沈床工 1. 受注者は、粗朶沈床の施工については、連柴は梢を一方に向け径15cmを標準とし、緊結は長さおよそ60cmごとに連柴締金を用いて締付け、亜鉛引鉄線または、しゅろなわ等にて結束し、この間2ヶ所を二子なわ等をもって結束するものとし、連柴の長さは格子を結んだときに端にそれぞれ約15cmを残すようにしなければならない。</p>	語句の修正																																																						
河-1-14 河-1-15	<p>第9節 付帯道路工 1-9-9 側溝工 12. 受注者は、コルゲートパイプの布設条件（地盤条件・出来形等）については設計図書によるものとし、砂質土または軟弱地盤の出現による上げ越しについては、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。</p>	<p>第9節 付帯道路工 1-9-9 側溝工 12. 受注者は、コルゲートパイプの布設条件（地盤条件・出来形等）については設計図書によるものとし、予期しない沈下のおそれがある場合、上げ越しが必要な場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。</p>	文章表現の修正																																																						
河-2-1	<p>第2章 浚渫（川）</p>	<p>第2章 浚渫（川） 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、関係基準等によらなければならない。</p>	共通仕様書作成要領（案）4. に従い、「第2節 適用すべき諸基準」を追記																																																						

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (H28. 4. 1)

頁	改定前	改定後	摘要
河-2-1	<b>第2節 浚渫工 (ポンプ浚渫船)</b> <b>2-2-1 一般事項</b> 1. 本節は、浚渫工 (ポンプ浚渫船) として浚渫船運転工 (民船・官船)、作業船及び機械運転工、 <b>排</b> 土工その他これらに類する工種について定めるものとする。	<b>第3節 浚渫工 (ポンプ浚渫船)</b> <b>2-3-1 一般事項</b> 1. 本節は、浚渫工 (ポンプ浚渫船) として浚渫船運転工 (民船・官船)、作業船及び機械運転工、 <b>配</b> 土工その他これらに類する工種について定めるものとする。	語句の修正
河-2-1	<b>2-2-2 浚渫船運転工 (民船・官船)</b>	<b>2-3-2 浚渫船運転工 (民船・官船)</b>	節の追加による番号の変更
河-2-2	11. 受注者は、浚渫工 (ポンプ浚渫船) の施工において、浚渫済みの箇所に堆砂があった場合は、監督職員の出来高確認済部分を除き、再施工しなければならない。	11. 受注者は、浚渫工 (ポンプ浚渫船) の施工において、浚渫済みの箇所に堆砂があった場合は、監督職員の出来高 <b>形</b> 確認済部分を除き、再施工しなければならない。	語句の修正
河-2-2	<b>2-2-3 作業船及び機械運転工</b> <b>2-2-4 配土工</b>	<b>2-3-3 作業船及び機械運転工</b> <b>2-3-4 配土工</b>	節の追加による番号の変更
河-2-2	<b>第3節 浚渫工 (グラブ船)</b> <b>2-3-1 一般事項</b> 1. 本節は、浚渫工 (ポンプ浚渫船) として浚渫船運転工 (民船・官船)、作業船及び機械運転工、 <b>排</b> 土工その他これらに類する工種について定めるものとする。	<b>第4節 浚渫工 (グラブ船)</b> <b>2-4-1 一般事項</b> 1. 本節は、浚渫工 (ポンプ浚渫船) として浚渫船運転工 (民船・官船)、作業船及び機械運転工、 <b>配</b> 土工その他これらに類する工種について定めるものとする。	節の追加による番号の変更 語句の修正
河-2-3	<b>2-3-2 浚渫船運転工</b>	<b>2-4-2 浚渫船運転工</b>	節の追加による番号の変更
	10. 受注者は、浚渫工 (グラブ船) の施工において、浚渫済みの箇所に堆砂があった場合は、監督職員の出来高確認済部分を除き、再施工しなければならない。	10. 受注者は、浚渫工 (グラブ船) の施工において、浚渫済みの箇所に堆砂があった場合は、監督職員の出来高 <b>形</b> 確認済部分を除き、再施工しなければならない。	語句の修正
河-2-3	<b>2-3-3 作業船運転工</b> <b>2-3-4 配土工</b>	<b>2-4-3 作業船運転工</b> <b>2-4-4 配土工</b>	節の追加による番号の変更
河-2-4	<b>第4節 浚渫工 (バックホウ浚渫船)</b> <b>2-4-1 一般事項</b> <b>2-4-2 浚渫船運転工</b> <b>2-4-3 作業船運転工</b> <b>2-4-4 揚土工</b> 揚土工の施工については、第2編2-3-4 <b>排</b> 土工の規定によるものとする。	<b>第5節 浚渫工 (バックホウ浚渫船)</b> <b>2-5-1 一般事項</b> <b>2-5-2 浚渫船運転工</b> <b>2-5-3 作業船運転工</b> <b>2-5-4 揚土工</b> 揚土工の施工については、第2編2-3-4 <b>配</b> 土工の規定によるものとする。	語句の修正
河-2-4	<b>第5節 浚渫土処理工</b> <b>2-5-1 一般事項</b> <b>2-5-2 浚渫土処理工</b>	<b>第6節 浚渫土処理工</b> <b>2-6-1 一般事項</b> <b>2-6-2 浚渫土処理工</b>	節の追加による番号の変更
河-3-1	<b>第3章 樋門・樋管</b> <b>第2節 適用すべき諸基準</b>	<b>第3章 樋門・樋管</b> <b>第2節 適用すべき諸基準</b>	改定年度を反映
	国土交通省 仮締切堤設置基準 (案) (平成22年6月一部改正)	国土交通省 仮締切堤設置基準 (案) (平成26年12月一部改正)	
	建設省 河川砂防技術基準 (案) (平成9年10月)	建設省 河川砂防技術基準 (案) (平成9年10月)	
	(財) 国土開発技術研究センター 柔構造樋門設計の手引き (平成10年11月)	(財) 国土開発技術研究センター 柔構造樋門設計の手引き (平成10年11月)	
	国土交通省 機械工事共通仕様書 (案) (平成24年3月)	国土交通省 機械工事共通仕様書 (案) (平成25年3月)	
	国土交通省 機械工事施工管理基準 (案) (平成22年4月)	国土交通省 機械工事施工管理基準 (案) (平成22年4月)	

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (H28. 4. 1)

頁	改定前	改定後	摘要
河-4-1	<b>第4章 水 門</b> <b>第2節 適用すべき諸基準</b> 国土交通省 仮締切堤設置基準 (案) (平成22年6月一部改正) ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準 (案) (基準解説編・マニュアル編) (平成23年7月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I共通編 II鋼橋編) (平成24年3月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I共通編 IIIコンクリート橋編) (平成24年3月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I共通編 IV下部構造編) (平成24年3月) 土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針 (平成3年3月) 国土交通省 機械工事施工管理基準 (案) (平成22年4月) 国土交通省 機械工事塗装要領 (案)・同解説 (平成22年4月) 日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成16年4月)	<b>第4章 水 門</b> <b>第2節 適用すべき諸基準</b> 国土交通省 仮締切堤設置基準 (案) (平成26年12月一部改正) ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準 (案) (基準解説編・マニュアル編) (平成26年9月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I共通編 II鋼橋編) (平成24年3月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I共通編 IIIコンクリート橋編) (平成24年3月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I共通編 IV下部構造編) (平成24年3月) 土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針 (平成3年3月) 国土交通省 機械工事施工管理基準 (案) (平成22年4月) 国土交通省 機械工事塗装要領 (案)・同解説 (平成22年4月) 日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成16年4月)	改定年度を反映
河-4-1 河-4-2 河-4-3	<b>第3節 工場製作工</b> <b>4-3-2 材 料</b> 6. 水門塗装の材料については、以下の規定によるものとする。	<b>第3節 工場製作工</b> <b>4-3-2 材 料</b> 6. CO2ガスシールドアーク溶接に用いるCO2ガスは、JIS K 1106 (液化二酸化炭素 (液化炭酸ガス)) に規定された第3種を使用するものとする。 7. 水門塗装の材料については、以下の規定によるものとする。	諸基準の改定に伴う修正
河-4-4		(4) 受注者は、多液形塗料の可使時間は、表4-4の基準を遵守しなければならない。 <b>表4-4 多液形塗料の可使時間</b> 省略(5-3-2材料 表5-4を挿入)	諸基準の改定に伴う修正
河-4-9 河-4-11 河-4-12	<b>第7節 鋼管理橋上部工</b> <b>4-7-11 現場継手工</b> 3. ボルトの締付けについては、以下の規定によるものとする。 (6) ボルトの締付け機、測量器具などの検定を現地施工に先立ち現地搬入直前に1回、搬入後はトルクレンチは1箇月毎にその他の機器は3箇月毎に点検を行い、精度を確認しなければならない。	<b>第7節 鋼管理橋上部工</b> <b>4-7-11 現場継手工</b> 3. ボルトの締付けについては、以下の規定によるものとする。 (6) ボルトの締付け機、測量器具などの検定を現地施工に先立ち現地搬入直前に1回、搬入後はトルクレンチは1ヶ月毎にその他の機器は3ヶ月毎に点検を行い、精度を確認しなければならない。	表現の統一
河-4-15	<b>第8節 橋梁現場塗装工</b> <b>4-8-2 現場塗装工</b> 1. 受注者は、鋼橋の現場塗装は、床版工終了後、鋼製堰堤の現場塗装は鋼製堰堤の据付終了後に行うものとし、これ以外の場合は、設計図書によらなければならない。	<b>第8節 橋梁現場塗装工</b> <b>4-8-2 現場塗装工</b> 1. 受注者は、鋼橋の現場塗装は、床版工終了後、鋼製堰堤の現場塗装は鋼製堰堤の据付終了後に行うものとし、これにより難しい場合は、設計図書によらなければならない。	表現の統一

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (H28. 4. 1)

頁	改定前	改定後	摘要				
河-4-16	表4-11 塗装禁止条件		基準の改定による				
	塗装の種類	気温 (°C)		湿度 (RH%)	塗装の種類	気温 (°C)	湿度 (RH%)
	省略			省略			
	有機ジンクリッチペイント	10以下		85以上	有機ジンクリッチペイント	5以下	85以上
	省略			省略			
	超厚膜形エポキシ樹脂塗料	10以下		85以上	超厚膜形エポキシ樹脂塗料	5以下	85以上
省略			省略				
	注) ※印を付した塗料を低温時に塗布する場合は、低温用の塗料を用いなければならない。 (2) 降雨等で表面が濡れているとき。 (3) 風が強いとき及びじんあいが多いとき。 中略	注) ※印を付した塗料を低温時に塗布する場合は、低温用の塗料を用いなければならない。 (2) 降雨等で表面が濡れているとき。 (3) 風が強いとき及び塵埃が多いとき。 中略	表現の統一				
	12. 受注者は、塗料を使用前に攪拌し、容器の底部に顔料が沈殿しないようにしてから使用しなければならない。	12. 受注者は、塗料を使用前に攪拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用しなければならない。	文章表現の修正				
河-4-17	13. 下塗り	13. 下塗り	表現の統一				
	(2) 受注者は、塗料の塗り重ねにあたって、先に塗布した塗料が乾燥(硬化)状態になっていることを確認したうえで行わなければならない。	(2) 受注者は、塗料の塗り重ねにあたって、塗料ごとに定められた塗装間隔を守って塗装しなければならない。	文章表現の修正				
	15. 受注者は、コンクリートとの接触面の塗装を行ってはならない。ただしプライマーは除くものとする。また、箱げた上フランジなどのコンクリート接触部は、さび汁による汚れを考慮し無機ジンクリッチペイント30μm塗布するものとする。	15. 受注者は、コンクリートとの接触面の塗装を行ってはならない。ただしプライマーは除くものとする。また、主桁や縦桁上フランジなどのコンクリート接触部は、さび汁による汚れを考慮し無機ジンクリッチペイント30μm塗布するものとする。	文章表現の修正				
	16. 検査 (1) 受注者は、現場塗装終了後、塗膜厚検査を行い、塗膜厚測定記録を作成、保管し、監督職員または検査職員から請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、検査時まで提出しなければならない。	16. 検査 (1) 受注者は、現場塗装終了後、塗膜厚検査を行い、塗膜厚測定記録を作成、保管し、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示するとともに、検査時まで提出しなければならない。	文章表現の修正				
河-4-18	17. 記録 (2) 受注者は、最終塗装の完了後、橋体起点側(左)または終点側(右)外桁腹板にペイントまたは、塩ビ系の粘着シートにより図4-2のとおり記録しなければならない。	17. 記録 (2) 受注者は、最終塗装の完了後、橋体起点側(左)または終点側(右)外桁腹板にペイントまたは、耐候性に優れたフィルム状の粘着シートにより図4-2のとおり記録しなければならない。	文章表現の修正				
河-4-21	第12節 コンクリート管理橋上部工(PC橋)	第12節 コンクリート管理橋上部工(PC橋)					
河-4-22	4-12-2 プレテンション桁製作工(購入工) 2. 受注者は、以下の規定を満足した桁を用いなければならない。 (1) PC鋼材について油、土及びごみ等コンクリートの付着を害するおそれのあるものを清掃し、除去し製作されたもの。	4-12-2 プレテンション桁製作工(購入工) 2. 受注者は、以下の規定を満足した桁を用いなければならない。 (1) PC鋼材について油、土、ごみなどのコンクリートの付着を害するおそれのあるものを除去し製作されたもの。	文章表現の修正				
河-4-22	河-4-23	4-12-3 ポストテンション桁製作工 2. PCケーブルの施工については、以下の規定によるものとする。 (2) 受注者は、PC鋼材をシースに挿入する前に清掃し、油、土及びごみ等が付着しないよう、挿入しなければならない。 (3) シースの継手部をセメントペーストの漏れない構造で、コンクリート打設時も圧倒に耐える強度を有し、また、継手箇所が少なくなるようにしなければならない。	4-12-3 ポストテンション桁製作工 2. PCケーブルの施工については、以下の規定によるものとする。 (2) 受注者は、PC鋼材をシースに挿入する前に清掃し、油、土、ごみなどが付着しないよう、挿入しなければならない。 (3) シースの継手部をセメントペーストの漏れない構造で、コンクリート打設時も必要な強度を有し、また、継手箇所が少なくなるようにしなければならない。	文章表現の修正			



長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (H28. 4. 1)

頁	改定前	改定後	摘要
河-4-25 河-4-26	4-12-5 プレキャストセグメント主桁組立工 (2) プレキャストブロックの接合面のレイタンス、ごみ、油などを取り除かなければならない。	4-12-5 プレキャストセグメント主桁組立工 (2) プレキャストブロックの接合面は、緩んだ骨材粒、品質の悪いコンクリート、レイタンス、ごみ、油などを取り除かなければならない。	文章表現の修正
河-4-29 河-4-37	第16節 舗装工 4-16-10 コンクリート舗装工 6. 横収縮目地及び縦目地は、カッター目地とし、横収縮目地は30mに1箇所程度打込み目地とする。	第16節 舗装工 4-16-10 コンクリート舗装工 6. 横収縮目地及び縦目地は、カッター目地とし、横収縮目地は30mに1ヶ所程度打込み目地とする。	表現の統一
河-5-1	第5章 堰 第2節 適用すべき諸基準 ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・マニュアル編) (平成23年7月) 国土開発技術研究センター ゴム引布製起伏堰技術基準(案) (平成12年10月) 国土交通省 仮締切堤設置基準(案) (平成22年6月一部改正) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(I共通編 II鋼橋編) (平成24年3月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(I共通編 IIIコンクリート橋編) (平成24年3月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(I共通編 IV下部構造編) (平成24年3月) 日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (昭和60年2月) 日本道路協会 道路橋支承便覧(改訂版) (平成16年4月) 土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針 (平成3年3月)	第5章 堰 第2節 適用すべき諸基準 ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・マニュアル編) (平成26年9月) 国土開発技術研究センター ゴム引布製起伏堰技術基準(案) (平成12年10月) 国土交通省 仮締切堤設置基準(案) (平成26年12月一部改正) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(I共通編 II鋼橋編) (平成24年3月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(I共通編 IIIコンクリート橋編) (平成24年3月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(I共通編 IV下部構造編) (平成24年3月) 日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (昭和60年2月) 日本道路協会 道路橋支承便覧(改訂版) (平成16年4月) 土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針 (平成3年3月)	改定年度を反映
河-5-2 河-5-3	第3節 工場製作工 5-3-2 材料 6. 工場塗装工の材料については、以下の規定によるものとする。	第3節 工場製作工 5-3-2 材料 6. CO2ガスシールドアーク溶接に用いるCO2ガスは、JIS K 1106(液化二酸化炭素(液化炭酸ガス))に規定された第3種を使用するものとする。	諸基準の改定に伴う修正
河-5-4	(4) 受注者は、塗料の可使時間は、表5-4の基準を遵守しなければならない。 表5-4 塗料の可使時間 表省略	(4) 受注者は、多液形塗料の可使時間は、表5-4の基準を遵守しなければならない。 表5-4 多液形塗料の可使時間 表省略	諸基準の改定に伴う修正
河-5-4	(5) 受注者は、塗料の有効期限を、ジンクリッチペイントの亜鉛粉末製造後6カ月以内、その他の塗料は製造後12カ月とし、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。	(5) 受注者は、塗料の有効期限を、ジンクリッチペイントは製造後6カ月以内、その他の塗料は製造後12カ月とし、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。	文章表現の修正

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (H28. 4. 1)

頁	改定前	改定後	摘要
河-5-7	<b>第4節 可動堰本体工</b> <b>5-4-1 一般事項</b> 2. 受注者は、可動堰本体工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・マニュアル編）第7章施工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	<b>第4節 可動堰本体工</b> <b>5-4-1 一般事項</b> 2. 受注者は、可動堰本体工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・マニュアル編）（平成26年9月）第7章施工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	改定年度を反映
河-5-9	<b>第5節 固定堰本体工</b> <b>5-5-1 一般事項</b> 2. <b>受注者</b> は、固定堰本体工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・マニュアル編）第7章施工の規定による。これにより難しい場合は、 <b>監督職員の承諾</b> を得なければならない。	<b>第5節 固定堰本体工</b> <b>5-5-1 一般事項</b> 2. <b>受注者</b> は、固定堰本体工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・マニュアル編）（平成26年9月）第7章施工の規定による。これにより難しい場合は、 <b>監督職員の承諾</b> を得なければならない。	改定年度を反映
河-5-10	<b>第6節 魚道工</b> <b>5-6-1 一般事項</b> 2. 受注者は、魚道工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・マニュアル編）第7章施工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	<b>第6節 魚道工</b> <b>5-6-1 一般事項</b> 2. 受注者は、魚道工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・マニュアル編）（平成26年9月）第7章施工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	改定年度を反映
河-6-1	<b>第6章 排水機場</b> <b>第2節 適用すべき諸基準</b> ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・マニュアル編） (平成23年7月)	<b>第6章 排水機場</b> <b>第2節 適用すべき諸基準</b> ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・マニュアル編） (平成26年9月)	改定年度を反映
	国土交通省 仮締切堤設置基準（案） (平成22年6月一部改正)	国土交通省 仮締切堤設置基準（案） (平成26年12月一部改正)	
	河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備技術基準（案）同解説 (平成13年)	河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備技術基準（案）同解説 (平成13年)	
	河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備設計指針（案）同解説 (平成13年)	河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備設計指針（案）同解説 (平成13年)	
河-7-1	<b>第7章 床止め・床固め</b> <b>第2節 適用すべき諸基準</b> 国土交通省 仮締切堤設置基準（案） (平成22年6月一部改正)	<b>第7章 床止め・床固め</b> <b>第2節 適用すべき諸基準</b> 国土交通省 仮締切堤設置基準（案） (平成26年12月一部改正)	改定年度を反映
河-7-1	<b>第3節 床止め工</b> <b>7-3-1 一般事項</b> 6. 受注者は、本体工または、取付擁壁工の施工に際して、遮水シート及び止水シートを設置する場合は、施工面を平滑に仕上げしてから布設しなければならない。 また、シートの重ね合わせ及び端部の接着はずれ、剥離等のないように施工しなければならない。	<b>第3節 床止め工</b> <b>7-3-1 一般事項</b> 6. 受注者は、本体工または、取付擁壁工の施工に際して、遮水シート及び止水シートを設置する場合は、施工面を平滑に仕上げしてから布設しなければならない。 また、シートの重ね合わせ及び端部の接着は、ずれ、はく離等のないように施工しなければならない。	語句修正、表記・表現の統一

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (H28. 4. 1)

頁	改定前	改定後	摘要																				
河-7-3	<p><b>第4節 床固め工</b>  <b>7-4-1 一般事項</b>                      6. 受注者は、本土工及び側壁工の施工に際して、遮水シート及び止水シートを設置する場合は、施工面を平滑に仕上げしてから布設しなければならない。                      また、シートの重ね合わせ及び端部の接着は<b>はずれ、剥離</b>等のないように施工しなければならない。</p>	<p><b>第4節 床固め工</b>  <b>7-4-1 一般事項</b>                      6. 受注者は、本土工及び側壁工の施工に際して、遮水シート及び止水シートを設置する場合は、施工面を平滑に仕上げしてから布設しなければならない。                      また、シートの重ね合わせ及び端部の接着は、<b>ずれ、はく離</b>等のないように施工しなければならない。</p>	<p>語句修正、表記・表現の統一</p>																				
河-9-1	<p><b>第9章 河川修繕</b>  <b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <table border="1" data-bbox="271 464 1093 740"> <tr> <td data-bbox="271 464 846 517">日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧</td> <td data-bbox="846 464 1093 517">(平成17年2月)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="271 517 846 569">日本道路協会 道路維持修繕要綱</td> <td data-bbox="846 517 1093 569">(昭和53年7月)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="271 569 846 644">ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・マニュアル編)</td> <td data-bbox="846 569 1093 644">(平成23年7月)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="271 644 846 697">河川ポンプ施設技術協会</td> <td data-bbox="846 644 1093 697"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="271 697 846 740">揚排水ポンプ設備技術基準(案)解説</td> <td data-bbox="846 697 1093 740">(平成13年)</td> </tr> </table>	日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧	(平成17年2月)	日本道路協会 道路維持修繕要綱	(昭和53年7月)	ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・マニュアル編)	(平成23年7月)	河川ポンプ施設技術協会		揚排水ポンプ設備技術基準(案)解説	(平成13年)	<p><b>第9章 河川修繕</b>  <b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <table border="1" data-bbox="1093 464 1912 740"> <tr> <td data-bbox="1093 464 1653 517">日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧</td> <td data-bbox="1653 464 1912 517">(平成26年3月)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1093 517 1653 569">日本道路協会 道路維持修繕要綱</td> <td data-bbox="1653 517 1912 569">(昭和53年7月)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1093 569 1653 644">ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・マニュアル編)</td> <td data-bbox="1653 569 1912 644">(平成26年9月)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1093 644 1653 697">河川ポンプ施設技術協会</td> <td data-bbox="1653 644 1912 697"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1093 697 1653 740">揚排水ポンプ設備技術基準(案)解説</td> <td data-bbox="1653 697 1912 740">(平成13年)</td> </tr> </table>	日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧	(平成26年3月)	日本道路協会 道路維持修繕要綱	(昭和53年7月)	ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・マニュアル編)	(平成26年9月)	河川ポンプ施設技術協会		揚排水ポンプ設備技術基準(案)解説	(平成13年)	<p>改定年度を反映</p>
日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧	(平成17年2月)																						
日本道路協会 道路維持修繕要綱	(昭和53年7月)																						
ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・マニュアル編)	(平成23年7月)																						
河川ポンプ施設技術協会																							
揚排水ポンプ設備技術基準(案)解説	(平成13年)																						
日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧	(平成26年3月)																						
日本道路協会 道路維持修繕要綱	(昭和53年7月)																						
ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・マニュアル編)	(平成26年9月)																						
河川ポンプ施設技術協会																							
揚排水ポンプ設備技術基準(案)解説	(平成13年)																						

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (H28. 4. 1)

頁	改定前	改定後	摘要	
海-1-1 海-1-10	第3編 河川海岸編 第1章 堤防・護岸 第11節 付属物設置工 1-11-6 階段工	第3編 河川海岸編 第1章 堤防・護岸 第11節 付属物設置工 1-11-6 階段工 <b>1. 受注者は、階段工を設計図書に基づいて施工できない場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。</b>	追記	
海-3-1	第3章 海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤） 第2節 適用すべき諸基準	第3章 海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤） 第2節 適用すべき諸基準	改定年度を反映	
	土木学会 海洋コンクリート構造物設計施 (昭和51年12月)	土木学会 海洋コンクリート構造物設計施工指針（案） (昭和51年12月)		
	土木学会 水中不分離性コンクリート設計 (平成3年5月)	土木学会 水中不分離性コンクリート設計施工指針（案） (平成3年5月)		
	農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について (平成16年4月)	農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について (平成16年3月)		
海-4-1	第4章 浚渫（海）	第4章 浚渫（海） <b>第2節 適用すべき諸基準</b> 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、関係基準等によらなければならない。	共通仕様書作成要領 （案）4. に従い、「第2節 適用すべき諸基準」を追記。	
海-4-1	第2節 浚渫工（ポンプ浚渫船） 4-2-1 一般事項 4-2-2 浚渫船運転工	第3節 浚渫工（ポンプ浚渫船） 4-3-1 一般事項 4-3-2 浚渫船運転工	節の追加による番号の変更	
海-4-2	4-2-3 作業船及び機械運転工 4-2-4 配土工	4-3-3 作業船及び機械運転工 4-3-4 配土工		
海-4-2	第3節 浚渫工（グラブ船） 4-3-1 一般事項	第4節 浚渫工（グラブ船） 4-4-1 一般事項		
海-4-3	4-3-2 浚渫船運転工 4-3-3 作業船運転工 4-3-4 配土工	4-4-2 浚渫船運転工 4-4-3 作業船運転工 4-4-4 配土工		
海-4-4	第4節 浚渫土処理工 4-4-1 一般事項 4-4-2 浚渫土処理工	第5節 浚渫土処理工 4-5-1 一般事項 4-5-2 浚渫土処理工		
海-5-1	第5章 養 浜	第5章 養 浜 <b>第2節 適用すべき諸基準</b> 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、関係基準等によらなければならない。		共通仕様書作成要領 （案）4. に従い、「第2節 適用すべき諸基準」を追記。
	第2節 砂止工 5-2-1 一般事項 5-2-2 根固めブロック工	第3節 砂止工 5-3-1 一般事項 5-3-2 根固めブロック工		節の追加による番号の変更

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (H28. 4. 1)

頁	改定前	改定後	摘要																
砂-1-1	<p>第4編 砂防・地すべり・急傾斜編 第1章 砂防ダム 第2節 適用すべき諸基準</p> <table border="1"> <tr> <td>土木学会 コンクリート標準示方書 (ダムコンクリート編)</td> <td>(平成20年3月)</td> </tr> <tr> <td>土木学会 コンクリート標準示方書 (施工編)</td> <td>(平成25年3月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I共通編II鋼橋編)</td> <td>(平成24年3月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧</td> <td>(平成17年12月)</td> </tr> </table>	土木学会 コンクリート標準示方書 (ダムコンクリート編)	(平成20年3月)	土木学会 コンクリート標準示方書 (施工編)	(平成25年3月)	日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I共通編II鋼橋編)	(平成24年3月)	日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧	(平成17年12月)	<p>第4編 砂防・地すべり・急傾斜編 第1章 砂防ダム 第2節 適用すべき諸基準</p> <table border="1"> <tr> <td>土木学会 コンクリート標準示方書 (ダムコンクリート編)</td> <td>(平成25年10月)</td> </tr> <tr> <td>土木学会 コンクリート標準示方書 (施工編)</td> <td>(平成25年3月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I共通編II鋼橋編)</td> <td>(平成24年3月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 鋼道路橋防食便覧</td> <td>(平成26年3月)</td> </tr> </table>	土木学会 コンクリート標準示方書 (ダムコンクリート編)	(平成25年10月)	土木学会 コンクリート標準示方書 (施工編)	(平成25年3月)	日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I共通編II鋼橋編)	(平成24年3月)	日本道路協会 鋼道路橋防食便覧	(平成26年3月)	改定年度を反映
土木学会 コンクリート標準示方書 (ダムコンクリート編)	(平成20年3月)																		
土木学会 コンクリート標準示方書 (施工編)	(平成25年3月)																		
日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I共通編II鋼橋編)	(平成24年3月)																		
日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧	(平成17年12月)																		
土木学会 コンクリート標準示方書 (ダムコンクリート編)	(平成25年10月)																		
土木学会 コンクリート標準示方書 (施工編)	(平成25年3月)																		
日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I共通編II鋼橋編)	(平成24年3月)																		
日本道路協会 鋼道路橋防食便覧	(平成26年3月)																		
砂-1-1 砂-1-2 砂-1-3	<p>第3節 工場製作工 1-3-2 材料</p> <p>6. 工場塗装工の材料については、以下の規定によるものとする。 (5) 受注者は、塗料の有効期限を、<b>ジンクリッチペイント</b>の亜鉛粉末製造後6カ月以内、その他の塗料は製造後12カ月とし、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。 (4) <b>受注者</b>は、塗料の可使用時間は、表1-4の基準を遵守しなければならない。</p> <p>7. CO2ガスシールドアーク溶接に用いるCO2ガスは、JIS A 1106 (液化二酸化炭素 (液化炭酸ガス)) に規定された第3種を使用するものとする。</p>	<p>第3節 工場製作工 1-3-2 材料</p> <p>6. CO2ガスシールドアーク溶接に用いるCO2ガスは、JIS A 1106 (液化二酸化炭素 (液化炭酸ガス)) に規定された第3種を使用するものとする。</p> <p>7. 工場塗装工の材料については、以下の規定によるものとする。 (4) 受注者は、塗料の有効期限を、ジンクリッチペイントは6カ月以内、その他の塗料は製造後12カ月とし、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。 (5) <b>受注者</b>は、<b>多液形</b>塗料の可使用時間は、表1-4の基準を遵守しなければならない。</p>	諸基準の改定に伴う修正。 諸基準の改定に伴う修正。																
砂-1-4	<p>表1-4 塗料の可使用時間</p> <p>表省略</p>	<p>表1-4 <b>多液形</b>塗料の可使用時間</p> <p>表省略</p>	諸基準の改定に伴う修正。																
砂-1-4 砂-1-5	<p>第4節 法面工 1-4-1 一般事項</p> <p>2. 法面の施工については、「道路土工一のり面工・斜面安定工指針3設計と施工」(日本道路協会、平成21年6月)、「のり枠工の設計・施工指針第5章施工」(全国特定法面保護協会、平成18年11月)、「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工」(地盤工学会、平成24年6月)の規定によるものとする。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>第4節 法面工 1-4-1 一般事項</p> <p>2. 法面の施工については、「道路土工一のり面工・斜面安定工指針3設計と施工」(日本道路協会、平成21年6月)、「のり枠工の設計・施工指針第8章吹付枠工、第9章プレキャスト枠工、第10章現場打ちコンクリート枠工、第11章中詰工」(全国特定法面保護協会、平成25年10月)、「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工」(地盤工学会、平成24年5月)の規定によるものとする。これ以外の施工方法による場合は、施工前に<b>設計図書</b>に関して<b>監督職員の承諾</b>を得なければならない。</p>	H25年度版差替え内容 (H25年6月訂正) → 「グラウンドアンカー設計・施工基準」の発行年月。「のり枠工の設計・施工指針」の対応章の修正。																
砂-1-6 砂-1-7 砂-1-8	<p>第6節 コンクリートダム工 1-6-4 コンクリートダム本体工</p> <p>4. 受注者は、水平打継目の処理については、圧力水等により、レイタンス、雑物を取り除くと共に清掃しなければならない。</p> <p>9. 受注者は、コンクリートの養生を散水等により行わなければならない。コンクリートの養生方法については、外気温、配合、構造物の大きさを考慮して適切に行わなければならない。</p>	<p>第6節 コンクリートダム工 1-6-4 コンクリートダム本体工</p> <p>4. <b>受注者</b>は、水平打継目の処理については、圧力水等により、レイタンス、雑物を取り除き、<b>コンクリート表面を粗にし</b>、清掃しなければならない。</p> <p>9. 受注者は、コンクリートを一定期間、十分な湿潤状態に保たなければならない。養生方法の選定にあたっては、その効果を確認、適切に湿潤養生期間を定めなければならない。</p>	諸基準の改定に伴う修正。 諸基準の改定に伴う修正。																

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (H28. 4. 1)

頁	改定前	改定後	摘要																																				
砂-1-9	<p>第7節 鋼製ダム工</p> <p>1-7-10 現場塗装工</p> <p>1. 受注者は、鋼製ダムの現場塗装は、鋼製ダムの据付け終了後に行わなければならない。これ以外の場合は、設計図書によらなければならない。</p>	<p>第7節 鋼製ダム工</p> <p>1-7-10 現場塗装工</p> <p>1. 受注者は、鋼製ダムの現場塗装は、鋼製ダムの据付け終了後に行わなければならない。これにより難しい場合は、設計図書によらなければならない。</p>	表現の修正																																				
砂-1-10	<p>8. 受注者は、海岸地域に架設または保管されていた場合、海上輸送を行った場合、その他臨海地域を長距離輸送した場合など部材に塩分付着の疑いがある場合には、塩分付着量の測定を行いNaCl 50mg/m<sup>2</sup>以上の時は水洗いしなければならない。</p>	<p>8. 受注者は、海岸地域に架設または保管されていた場合、海上輸送を行った場合、その他臨海地域を長距離輸送した場合など部材に塩分の付着が懸念された場合には、塩分付着量の測定を行いNaCl 50mg/m<sup>2</sup>以上の時は水洗いしなければならない。</p>	表現の修正																																				
砂-1-11	<p>表1-5 塗装禁止条件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>塗装の種類</th> <th>気温 (°C)</th> <th>湿度 (RH%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">省略</td> </tr> <tr> <td>有機ジンクリッチペイント</td> <td>10以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td colspan="3">省略</td> </tr> <tr> <td>超厚膜形エポキシ樹脂塗料</td> <td>10以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td colspan="3">省略</td> </tr> </tbody> </table>	塗装の種類	気温 (°C)	湿度 (RH%)	省略			有機ジンクリッチペイント	10以下	85以上	省略			超厚膜形エポキシ樹脂塗料	10以下	85以上	省略			<p>表1-5 塗装禁止条件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>塗装の種類</th> <th>気温 (°C)</th> <th>湿度 (RH%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">省略</td> </tr> <tr> <td>有機ジンクリッチペイント</td> <td>5以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td colspan="3">省略</td> </tr> <tr> <td>超厚膜形エポキシ樹脂塗料</td> <td>5以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td colspan="3">省略</td> </tr> </tbody> </table>	塗装の種類	気温 (°C)	湿度 (RH%)	省略			有機ジンクリッチペイント	5以下	85以上	省略			超厚膜形エポキシ樹脂塗料	5以下	85以上	省略			諸基準の改定に伴う修正。
塗装の種類	気温 (°C)	湿度 (RH%)																																					
省略																																							
有機ジンクリッチペイント	10以下	85以上																																					
省略																																							
超厚膜形エポキシ樹脂塗料	10以下	85以上																																					
省略																																							
塗装の種類	気温 (°C)	湿度 (RH%)																																					
省略																																							
有機ジンクリッチペイント	5以下	85以上																																					
省略																																							
超厚膜形エポキシ樹脂塗料	5以下	85以上																																					
省略																																							
砂-1-12	<p>12. 受注者は、塗料を使用前に攪拌し、容器の底部に顔料が沈殿しないようにしてから使用しなければならない。</p> <p>13. 下塗り</p> <p>(2) 受注者は、塗料の塗り重ねにあたって、先に塗布した塗料が乾燥(硬化)状態になっていることを確認したうえで行わなければならない。</p>	<p>12. 受注者は、塗料を使用前に攪拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用しなければならない。</p> <p>13. 下塗り</p> <p>(2) 受注者は、塗料の塗り重ねにあたって、塗料ごとに定められた塗装間隔を守って塗装しなければならない。</p>	文章表現の修正																																				
	<p>14. 中塗り、上塗り</p> <p>2) 受注者は、海岸地域、大気汚染の著しい地域等、特殊環境の鋼橋の塗装については、素地調整終了から上塗完了までにすみやかに塗装しなければならない。</p>	<p>14. 中塗り、上塗り</p> <p>2) 受注者は、海岸地域、大気汚染の著しい地域などの特殊環境の鋼橋の塗装については、素地調整終了から上塗完了までに速やかに塗装しなければならない。</p>	文章表現の修正																																				
	<p>15. 受注者は、コンクリートとの接触面の塗装を行ってはならない。ただしプライマーは除くものとする。また、箱げた上フランジなどのコンクリート接触部は、さび汁による汚れを考慮し無機ジンクリッチペイント30μm塗布するものとする。</p>	<p>15. 受注者は、コンクリートとの接触面の塗装を行ってはならない。ただしプライマーは除くものとする。また、主桁や縦桁上フランジなどのコンクリート接触部は、さび汁による汚れを考慮し無機ジンクリッチペイント30μm塗布するものとする。</p>	文章表現の修正																																				
	<p>16. 検査</p> <p>(1) 受注者は、現場塗装終了後、塗膜厚検査を行い、塗膜厚測定記録を作成、保管し、監督職員または検査職員から請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、検査時まで提出しなければならない。</p>	<p>16. 検査</p> <p>(1) 受注者は、現場塗装終了後、塗膜厚検査を行い、塗膜厚測定記録を作成、保管し、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示するとともに、検査時まで提出しなければならない。</p>	文章表現の修正																																				
砂-1-13	<p>17. 記録</p> <p>(2) 受注者は、最終塗装の完了後、橋体起点側(左)または終点側(右)外桁腹板にペイントまたは、塩ビ系の粘着シートにより図4-2のとおり記録しなければならない。</p>	<p>17. 記録</p> <p>(2) 受注者は、最終塗装の完了後、橋体起点側(左)または終点側(右)外桁腹板に、ペイントまたは耐候性に優れたフィルム状の粘着シートにより図4-2のとおり記録しなければならない。</p>	文章表現の修正																																				

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (H28. 4. 1)

頁	改定前	改定後	摘要		
砂-2-1 砂-2-2 砂-2-3	第2章 流 路 第5節 根固め・水制工 2-5-6 捨石工 2. 受注者は、 <b>施工箇所において流水により護岸基礎工に影響がある場合は、設計図書</b> に関して <b>監督職員と協議</b> しなければならない。	第2章 流 路 第5節 根固め・水制工 2-5-6 捨石工 2. 受注者は、 <b>設計図書</b> において <b>指定した捨石基礎の施工方法に関して、施工箇所の波浪及び流水の影響により施工方法の変更が必要な場合は、設計図書</b> に関して <b>監督職員と協議</b> しなければならない。	文章表現の修正		
	4. 受注者は、捨石基礎の施工にあたっては、極度の凹凸や粗密が発生しないように潜水土または測深器具をもって捨石の施工状況を確認しなければならない。	4. 受注者は、捨石基礎の施工にあたっては、極度の凹凸や粗密が発生しないように潜水土または測深器具をもって捨石の施工状況を確認 <b>しながら施工</b> しなければならない。	文章表現の修正		
砂-2-4	第6節 流路付属物設置工 2-6-2 階段工	第6節 流路付属物設置工 2-6-2 階段工 2. 受注者は、 <b>プレキャスト階段の据付けにあたっては、部材に損傷や衝撃を与えないようにしなければならない。また、ワイヤー等で損傷するおそれのある部分は保護</b> しなければならない。	諸基準の改定に伴う修正。		
砂-3-1	第3章 斜面对策 第2節 適用すべき諸基準	第3章 斜面对策 第2節 適用すべき諸基準	改定年度を反映		
	全国治水砂防協会 新・斜面崩壊防止工事の設計と実例	(平成19年9月)		全国治水砂防協会 新・斜面崩壊防止工事の設計と実例	(平成19年9月)
	全国特定法面保護協会 のり枠工の設計・施工指針	(平成18年11月)		全国特定法面保護協会 のり枠工の設計・施工指針	(平成25年10月)
	日本道路協会 道路土工-擁壁工指針	(平成24年7月)		日本道路協会 道路土工-擁壁工指針	(平成24年7月)
	日本道路協会 道路土工-カルバート工指針	(平成22年3月)		日本道路協会 道路土工-カルバート工指針	(平成22年3月)
	日本道路協会 道路土工-仮設構造物工指針	(平成11年3月)		日本道路協会 道路土工-仮設構造物工指針	(平成11年3月)
	土木研究センター			土木研究センター	
	補強土(テールアルメ) 壁工法設計・施工マニュアル	(平成15年11月)		補強土(テールアルメ) 壁工法設計・施工マニュアル	(平成26年8月)
	地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説	(平成24年6月)		地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説	(平成24年5月)
	PCフレーム協会			PCフレーム協会	
	PCフレームアンカー工法設計・施工の手引き	(平成17年7月)		PCフレームアンカー工法設計・施工の手引き	(平成24年9月)
	斜面防災対策技術協会	(平成20年5月)		斜面防災対策技術協会	
	地すべり鋼管杭設計要領			地すべり鋼管杭設計要領	(平成20年5月)
斜面防災対策技術協会		斜面防災対策技術協会			
地すべり対策技術設計実施要領	(平成19年12月)	地すべり対策技術設計実施要領	(平成19年12月)		

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (H28. 4. 1)

頁	改定前	改定後	摘要
砂-3-3 砂-3-4	<p><b>第4節 擁壁工</b>  <b>3-4-6 補強土壁工</b>                      6. 受注者は、面状補強材の引張り強さを考慮しない盛土縦断方向については、設計図書で特に定めのある場合を除き、面状補強材に5cm程度の重ね合せ幅を確保しなければならない。</p>	<p><b>第4節 擁壁工</b>  <b>3-4-6 補強土壁工</b>                      6. 受注者は、面状補強材の引張り強さを考慮しない盛土縦断方向については、面状補強材をすき間なく、ズレが生じないように施工しなければならない。</p>	<p>諸基準の改定に伴う修正。</p>
	<p>8. 受注者は、補強材を敷設する時は、やむを得ず隣り合う面状補強材との間に隙間が生じる場合においても、盛土の高さ方向に隙間が連続しないように敷設しなければならない。</p>	<p>8. 受注者は、補強材を敷設する時は、やむを得ず隣り合う面状補強材との間に隙間が生じる場合においても、盛土の高さ方向に隙間が連続しないように敷設しなければならない。                      また、10cm程度以上の隙間を生じる場合、隙間箇所には別途に同様の面状補強材を敷設し、重なり合う箇所には相互の面状補強材の間に盛土材料を挟み、土との摩擦抵抗を確保するなどの対処を施さなければならない。</p>	<p>諸基準の改定に伴う修正。</p>
砂-3-5	<p>13. 受注者は、壁面工の設置に先立ち、壁面の直線性や変形について確認しながら、ターンバックルを用いた壁面調整しなければならない。許容値を超える壁面変位が観測された場合は、ただちに作業を中止し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急措置を施すとともに直ちに監督職員に報告しなければならない。</p>	<p>13. 受注者は、壁面工の設置に先立ち、壁面の直線性や変形について確認しながら、ターンバックルを用いて壁面材の調整をしなければならない。許容値を超える壁面変位が観測された場合は、ただちに作業を中止し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急措置を施すとともに直ちに監督職員に報告しなければならない。</p>	<p>諸基準の改定に伴う修正。</p>



長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (H28. 4. 1)

頁	改定前	改定後	摘要
ダ-1-1	<p>第5編 ダム編 第1章 コンクリートダム 第2節 適用すべき諸基準</p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書 (ダムコンクリート編) (平成20年3月)</p>	<p>第5編 ダム編 第1章 コンクリートダム 第2節 適用すべき諸基準</p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書 (ダムコンクリート編) (平成25年10月)</p>	改定年度を反映
ダ-1-3	<p>第4節 ダムコンクリート工 1-4-1 一般事項 3. 受注者は、設計図書に基づいて骨材の製造を行い、骨材を使用しなければならない。</p>	<p>第4節 ダムコンクリート工 1-4-1 一般事項 3. 受注者は、設計図書に基づいて製造した骨材を使用しなければならない。</p>	文章表現の修正
ダ-1-4	<p>1-4-6 練りませ 2. 受注者は、JIS A 1119 (ミキサで練り混ぜたコンクリート中のモルタルの差及び粗骨材量の差の試験方法) によりミキサの練りませ性能試験を行い、十分な性能を有することを確かめてから使用するものとし、試験結果は整理・保管するとともに監督職員または検査職員から請求が合った場合は速やかに提示しなければならない。また、検査の結果、異常が発見された場合は、速やかに監督職員に報告しなければならない。</p>	<p>1-4-6 練りませ 2. 受注者は、JIS A 8603-2 (コンクリートミキサ 第2部：練混ぜ性能試験方法) によりミキサの練りませ性能試験を行い、十分な性能を有することを確かめてから使用するものとし、試験結果は整理・保管するとともに監督職員または検査職員から請求が合った場合は速やかに提示しなければならない。また、検査の結果、異常が発見された場合は、速やかに監督職員に報告しなければならない。</p>	諸基準の改定に伴う修正。
	<p>5. 受注者は、1練りの量及び練りませ時間を、JIS A 1119 (ミキサで練り混ぜたコンクリート中のモルタルの差及び粗骨材量の差の試験方法) により試験を行ったうえで決定しなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、強制練りミキサを用いる場合は、JIS A 1119 (ミキサで練り混ぜたコンクリート中のモルタルの差及び粗骨材量の差の試験方法) により練りませ性能試験を行い、十分な性能を有することを確かめるものとし、試験結果は整理・保管するとともに監督職員または検査職員から請求が合った場合は速やかに提示しなければならない。また、検査の結果、異常が発見された場合は、速やかに監督職員に報告しなければならない。</p>	<p>5. 受注者は、1練りの量及び練りませ時間を、JIS A 8603-2 (コンクリートミキサ 第2部：練混ぜ性能試験方法) により試験を行ったうえで決定しなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、強制練りミキサを用いる場合は、JIS A 8603-2 (コンクリートミキサ 第2部：練混ぜ性能試験方法) により練りませ性能試験を行い、十分な性能を有することを確かめるものとし、試験結果は整理・保管するとともに監督職員または検査職員から請求が合った場合は速やかに提示しなければならない。また、検査の結果、異常が発見された場合は、速やかに監督職員に報告しなければならない。</p>	諸基準の改定に伴う修正。
	<p>(2) 受注者は、強制練りミキサを用いる場合は、JIS A 1119 (ミキサで練り混ぜたコンクリート中のモルタルの差及び粗骨材量の差の試験方法) により練りませ性能試験を行い、十分な性能を有することを確かめるものとし、試験結果は整理・保管するとともに監督職員または検査職員から請求が合った場合は速やかに提示しなければならない。また、検査の結果、異常が発見された場合は、速やかに監督職員に報告しなければならない。</p>	<p>(2) 受注者は、強制練りミキサを用いる場合は、JIS A 8603-2 (コンクリートミキサ 第2部：練混ぜ性能試験方法) により練りませ性能試験を行い、十分な性能を有することを確かめるものとし、試験結果は整理・保管するとともに監督職員または検査職員から請求が合った場合は速やかに提示しなければならない。また、検査の結果、異常が発見された場合は、速やかに監督職員に報告しなければならない。</p>	諸基準の改定に伴う修正。
ダ-1-6	<p>1-4-10 締固め 2. 受注者は、コンクリートの締固めにあたっては、手持ち式内部振動機またはショベル系の機械に搭載した内部振動機を用いなければならない。</p>	<p>1-4-10 締固め 2. 受注者は、コンクリートの締固めにあたっては、棒状バイブレータを用いなければならない。ただし、棒状バイブレータの使用が困難で、かつ型枠に近い場所には型枠バイブレータを使用して確実に締め固めなければならない。</p>	諸基準の改定に伴う修正。
	<p>3. 受注者は、設計図書に示す性能を有する内部振動機を用いなければならない。</p>	<p>3. 受注者は、設計図書に示す性能を有する棒状バイブレータを用いなければならない。</p>	諸基準の改定に伴う修正。
	<p>4. 受注者は、内部振動機を鉛直に差込み、コンクリート全体が一様に締固められるようにし、層打ちの場合には、内部振動機が下層に入るようにしなければならない。 また、内部振動機を用いてコンクリートを横移動させてはならない。</p>	<p>4. 受注者は、棒状バイブレータを鉛直に差込み、コンクリート全体が一様に締固められるようにし、層打ちの場合には、棒状バイブレータが下層に入るようにしなければならない。 また、棒状バイブレータを用いてコンクリートを横移動させてはならない。</p>	諸基準の改定に伴う修正。
	<p>5. 受注者は、コンクリートの体積の減少が認められなくなり、空気あわがみえず、水が表面に現れて、コンクリート全体が均一に溶け合ったように見えるまで、内部振動を行わなければならない。 また、内部振動機は、コンクリートからゆっくり引抜き、穴が残らないようにしなければならない。</p>	<p>5. 受注者は、粗骨材が表面に露出せず、上面にモルタルがあり、さらに人が上面に乗れるまで、締固めを行わなければならない。 また、棒状バイブレータは、コンクリートからゆっくり引抜き、穴が残らないようにしなければならない。</p>	諸基準の改定に伴う修正。
	<p>また、内部振動機は、コンクリートからゆっくり引抜き、穴が残らないようにしなければならない。</p>	<p>また、棒状バイブレータは、コンクリートからゆっくり引抜き、穴が残らないようにしなければならない。</p>	諸基準の改定に伴う修正。

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (H28. 4. 1)

頁	改定前	改定後	摘要
ダ-1-6 ダ-1-7	1-4-11 継目 4. 受注者は、設計図書に示す水平打継目の処理にあたっては、 <b>レイタンス、浮き石を確実に除去するものとし</b> 、その時期については、監督職員と協議しなければならない。 やむを得ずチップングを行わなければならない場合には、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	1-4-11 継目 4. <b>受注者は、設計図書</b> に示す水平打継目の処理にあたっては、 <b>既に打ち込まれたコンクリートの表面のレイタンス、品質の悪いコンクリート、緩んだ骨材粒等を完全に取り除き、コンクリート表面を粗にした後、十分に吸水させなければならない。また</b> 、その時期については、監督職員と協議しなければならない。 やむを得ずチップングを行わなければならない場合には、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	諸基準の改定に伴う修正。
ダ-1-7	1-4-12 養生 2. 受注者は、養生にあたっては、コンクリート打込み直後は湛水または表面をシート等で覆わなければならない。また、コンクリートが養生作業によって害を受けない程度に硬化した後は、常に湿潤状態に保つものとし、その方法、期間については設計図書によらなければならない。	1-4-12 養生 2. <b>受注者は、コンクリートの表面を荒らさないで作業できる程度に硬化した後に、露出面を一定期間、十分な湿潤状態に保たなければならない。養生方法の選定、期間については設計図書</b> によらなければならない。	諸基準の改定に伴う修正。
ダ-1-8 ダ-1-9	第7節 埋設物設置工 1-7-2 冷却管設置 4. 受注者は、冷却管及び附属品の設置が完了したときには、 <b>通水試験を行い、監督職員の確認を得た後でなければ、コンクリートの打込みを行ってはならない。</b>	第7節 埋設物設置工 1-7-2 冷却管設置 4. 受注者は、冷却管及び附属品の設置が完了したときには、 <b>コンクリートの打込み前に通水試験を行い、監督職員の確認を得なければならない。</b>	文章表現の修正
ダ-2-1	第2章 フィルダム	第2章 フィルダム <b>第2節 適用すべき諸基準</b> 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、 <b>関係基準等</b> によらなければならない。	共通仕様書作成要領(案)4.に従い、「第2節 適用すべき諸基準」を追記。
ダ-2-1	第2節 掘削工 2-2-1 一般事項 2-2-2 掘削分類 2-2-3 過掘の処理 2-2-4 発破制限 2-2-5 基礎地盤面及び基礎岩盤面処理	第3節 掘削工 2-3-1 一般事項 2-3-2 掘削分類 2-3-3 過掘の処理 2-3-4 発破制限 2-3-5 基礎地盤面及び基礎岩盤面処理	節の追加による番号の変更
ダ-2-2	2-2-6 不良岩等の処理 2-2-7 建設発生土の処理 2-2-8 基礎地盤及び基礎岩盤確認 2-2-9 基礎地盤及び基礎岩盤確認後の再処理	2-3-6 不良岩等の処理 2-3-7 建設発生土の処理 2-3-8 基礎地盤及び基礎岩盤確認 2-3-9 基礎地盤及び基礎岩盤確認後の再処理	
ダ-2-2	第3節 盛立工 2-3-1 一般事項	第4節 盛立工 2-4-1 一般事項	
ダ-2-3	2-3-2 材料採取 2-3-3 着岩材の盛立 2-3-4 中間材の盛立	2-4-2 材料採取 2-4-3 着岩材の盛立 2-4-4 中間材の盛立	
ダ-2-4	2-3-5 コアの盛立 2-3-6 フィルターの盛立 2-3-7 ロックの盛立	2-4-5 コアの盛立 2-4-6 フィルターの盛立 2-4-7 ロックの盛立	
ダ-2-5	2-3-8 堤体法面保護工	2-4-8 堤体法面保護工	

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (H28. 4. 1)

頁	改定前	改定後	摘要
道-1-1	<p><b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>(社) 全国特定法面保護協会 のり枠工の設計・施工指針 (平成18年11月)                      日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧 (平成17年12月)                      土木研究センター                      ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル (平成12年2月)                      土木研究センター                      補強土(テールアルメ) 壁工法設計施工マニュアル (平成15年11月)                      土木研究センター                      多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル (平成14年10月)</p>	<p><b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>(社) 全国特定法面保護協会 のり枠工の設計・施工指針 (平成25年10月)                      日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 (平成26年3月)                      土木研究センター                      ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル (平成25年12月)                      土木研究センター                      補強土(テールアルメ) 壁工法設計施工マニュアル (平成26年8月)                      土木研究センター                      多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル (平成26年8月)</p>	改定年度を反映
道-1-2	<p><b>第4節 法面工</b></p> <p><b>1-4-1 一般事項</b></p> <p>2. 受注者は法面の施工にあたって、「道路土工一切土工・斜面安定工指針 のり面工編、斜面安定工編」(日本道路協会、平成21年6月)、「道路土工一盛土工指針 5-6 盛土のり面の施工」(日本道路協会、平成22年4月)「のり枠工の設計・施工指針第5章施工」(全国特定法面保護協会、平成15年3月)及び「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工」(地盤工学会、平成24年5月)の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p><b>第4節 法面工</b></p> <p><b>1-4-1 一般事項</b></p> <p>2. 受注者は法面の施工にあたって、「道路土工一切土工・斜面安定工指針 のり面工編、斜面安定工編」(日本道路協会、平成21年6月)、「道路土工一盛土工指針 5-6 盛土のり面の施工」(日本道路協会、平成22年4月)「のり枠工の設計・施工指針第8章吹付枠工、第9章プレキャスト枠工、第10章現場打ちコンクリート枠工、第11章中詰工」(全国特定法面保護協会、平成25年10月)及び「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工」(地盤工学会、平成24年5月)の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	諸基準の改定に伴う修正

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (H28. 4. 1)

頁	改定前	改定後	摘要
道-1-5	<p><b>1-5-7 補強土壁工</b></p> <p>1. ～5. (省略)</p> <p>6. 受注者は、面状補強材の引張り強さを考慮しない盛土縦断方向については、設計図書で特に定めのある場合を除き、面状補強材に5cm程度の重ね合せ幅を確保しなければならない。</p> <p>8. (省略)</p> <p>9. (省略)</p> <p>10. (省略)</p> <p>11. (省略)</p> <p>12. 受注者は、壁面工の設置に先立ち、壁面の直線性や変形について確認しながら、ターンバックルを用いた壁面調整をしなければならない。許容値を超える壁面変位が観測された場合は、ただちに作業を中止し、監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急措置を施すとともに監督職員に報告しなければならない。</p> <p>13. (省略)</p> <p>14. (省略)</p> <p>15. 受注者は、補強材を敷設する時は、やむを得ず隣り合う面状補強材との間に隙間が生じる場合においても、盛土の高さ方向に隙間が連続しないように敷設しなければならない。</p>	<p><b>1-5-7 補強土壁工</b></p> <p>1. ～5. (省略)</p> <p>6. 受注者は、面状補強材の引張り強さを考慮しない盛土縦断方向については、面状補強材をすき間なく、ズレが生じないように施工しなければならない。</p> <p>7. (省略)</p> <p>9. (省略)</p> <p>10. (省略)</p> <p>11. (省略)</p> <p>12. (省略)</p> <p>13. 受注者は、壁面工の設置に先立ち、壁面の直線性や変形について確認しながら、ターンバックルを用いて壁面材の調整をしなければならない。許容値を超える壁面変位が観測された場合は、ただちに作業を中止し、監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急措置を施すとともに監督職員に報告しなければならない。</p> <p>14. (省略)</p> <p>15. (省略)</p> <p>8. 受注者は、補強材を敷設する時は、やむを得ず隣り合う面状補強材との間に隙間が生じる場合においても、盛土の高さ方向に隙間が連続しないように敷設しなければならない。また、10cm程度以上の隙間を生じる場合、隙間箇所には別途に同様の面状補強材を敷設し、重なり合う箇所には相互の面状補強材の間に盛土材料を挟み、土との摩擦抵抗を確保するなどの対処を施さなければならない。</p>	<p>諸基準の改定に伴う修正番号の振り直し</p>
道-2-3	<p><b>2-3-6 半たわみ性舗装工</b></p> <p>1. ～3. 省略</p> <p>4. 受注者は、半たわみ性舗装工の施工にあたっては、「舗装施工便覧第9章9-4-1半たわみ性舗装工」(日本舗装協会、平成18年2月)の規定、「舗装施工便覧第5章及び第6章構築路床・路盤の施工及びアスファルト・表層の施工」(日本舗装協会、平成18年2月)の規定、「アスファルト舗装工事共通仕様書解説第10章10-3-7施工」(日本舗装協会、平成4年12月)の規定、「施工舗装再生便覧第2章2-7施工」(日本舗装協会、平成22年11月)の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p><b>2-3-6 半たわみ性舗装工</b></p> <p>1. ～3. 省略</p> <p>4. 受注者は、半たわみ性舗装工の施工にあたっては、「舗装施工便覧第9章9-4-1半たわみ性舗装工」(日本舗装協会、平成18年2月)の規定、「舗装施工便覧第5章及び第6章構築路床・路盤の施工及びアスファルト・表層の施工」(日本舗装協会、平成18年2月)の規定、「アスファルト舗装工事共通仕様書解説第10章10-3-7施工」(日本舗装協会、平成4年12月)の規定、「施工舗装再生便覧第2章2-7施工」(日本舗装協会、平成25年12月)の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>改定年度を反映</p>
道-2-3	<p><b>2-3-7 排水性舗装工</b></p> <p>1. 省略</p> <p>2. 受注者は、排水性舗装工の施工にあたっては、「舗装施工便覧第7章ポーラスアスファルト混合物の施工、第9章9-3-1排水機能を有する舗装」(日本舗装協会、平成18年2月)の規定、「舗装再生便覧2-7施工」(日本舗装協会、平成22年11月)の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p><b>2-3-7 排水性舗装工</b></p> <p>1. 省略</p> <p>2. 受注者は、排水性舗装工の施工にあたっては、「舗装施工便覧第7章ポーラスアスファルト混合物の施工、第9章9-3-1排水機能を有する舗装」(日本舗装協会、平成18年2月)の規定、「舗装再生便覧2-7施工」(日本舗装協会、平成25年12月)の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>改定年度を反映</p>

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (H28. 4. 1)

頁	改定前	改定後	摘要
道-2-14	<p><b>第8節 標識工</b>  <b>2-8-1 一般事項</b>                      3. <b>受注者</b>は、標識工の施工にあたって、「道路標識設置基準・同解説第4章基礎及び施工」（日本舗装協会、昭和62年1月）の規定、「道路土工要綱 第5章施工計画」（日本道路協会、平成21年6月）の規定第1編3-3-9小型標識工の規定、3-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定3-10-5土留・仮締切工の規定及び「道路標識ハンドブック」（全国道路標識、平成16年8月）による。これにより難しい場合は、<b>監督職員の承諾</b>を得なければならない。</p>	<p><b>第8節 標識工</b>  <b>2-8-1 一般事項</b>                      3. <b>受注者</b>は、標識工の施工にあたって、「道路標識設置基準・同解説第4章基礎及び施工」（日本舗装協会、昭和62年1月）の規定、「道路土工要綱 第5章施工計画」（日本道路協会、平成21年6月）の規定第1編3-3-9小型標識工の規定、3-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定3-10-5土留・仮締切工の規定及び「道路標識ハンドブック」（全国道路標識、<b>標示業協会</b> 平成25年2月）による。これにより難しい場合は、<b>監督職員の承諾</b>を得なければならない。</p>	改定年度を反映
道-2-15	<p><b>2-9-2 区画線工</b>                      2. 区画線の指示方法について設計図書に示されていない事項は「道路標識・区画線及び道路標示に関する命令」により施工するものとする。</p>	<p><b>2-9-2 区画線工</b>                      2. 区画線の指示方法について設計図書に示されていない事項は「道路標識・区画線及び道路標示に関する命令（平成26年5月26日）改正」により施工するものとする。</p>	改定年度を反映
道-3-1	<p><b>第2節 適用すべき諸基準</b>                      日本道路協会 鋼道路橋<b>塗装</b>・防食便覧（平成17年12月）</p>	<p><b>第2節 適用すべき諸基準</b>                      日本道路協会 鋼道路橋防食便覧（平成26年3月）</p>	改定年度を反映
道-4-1	<p><b>第2節 適用すべき諸基準</b>                      日本道路協会 鋼道路橋<b>塗装</b>・防食便覧（平成17年12月）</p>	<p><b>第2節 適用すべき諸基準</b>                      日本道路協会 鋼道路橋防食便覧（平成26年3月）</p>	改定年度を反映
道-4-3	<p><b>4-3-2 材料</b>                      6. 工場塗装工の材料については、以下の規定によるものとする。                      (1) (2) 省略                      (3) 受注者は、多液型塗料を使用する場合、混合の際の混合割合、混合法混合塗料の状態、熟成時間、使用時間等について使用塗料の仕様を遵守しなければならない。<del>表4-4に塗料の可使時間を示す。</del></p>	<p><b>4-3-2 材料</b>                      6. 工場塗装工の材料については、以下の規定によるものとする。                      (1) (2) 省略                      (3) 受注者は、多液型塗料を使用する場合、混合の際の混合割合、混合法混合塗料の状態、熟成時間、使用時間等について使用塗料の仕様を遵守しなければならない。                      (4) 受注者は、多液型塗料の可使時間は、表4-4の基準を遵守しなければならない。</p>	諸基準の改定に伴う修正
道-4-4	<p><b>4-3-2 材料</b>                      7. 受注者は、塗料の有効期限を、ジンクリッチペイントの<b>亜鉛粉末</b>製造後6カ月以内、その他の塗料は製造後12カ月とし、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。</p>	<p><b>4-3-2 材料</b>                      8. 受注者は、塗料の有効期限を、ジンクリッチペイントは<b>製造後6カ月以内</b>、<del>その他の塗料は製造後12カ月とし、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。</del></p>	諸基準の改定に伴う修正
道-4-14	<p><b>4-5-3 現場塗装工</b>                      表4-11 塗装禁止条件                      塗装の種類 気温 湿度                      有機ジンクリッチペイント 10以下 85以上                      超厚膜形エポキシ樹脂塗料 10以下 85以上</p>	<p><b>4-5-3 現場塗装工</b>                      表4-11 塗装禁止条件                      塗装の種類 気温 湿度                      有機ジンクリッチペイント 5以下 85以上                      超厚膜形エポキシ樹脂塗料 5以下 85以上</p>	諸基準の改定に伴う修正

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (H28. 4. 1)

頁	改定前	改定後	摘要
道-4-14	<p><b>4-5-3 現場塗装工</b></p> <p>13. 下塗                      (1) 省略                      (2) 受注者は、塗料の塗り重ねにあたって、先に塗布した塗料が乾燥(硬化)状態になっていることを確認したうえで行わなければならない。</p>	<p><b>4-5-3 現場塗装工</b></p> <p>13. 下塗                      (1) 省略                      (2) 受注者は、塗料の塗り重ねにあたって、塗料ごとに定められた塗装間隔を守って塗装しなければならない。</p>	諸基準の改定に伴う修正
道-4-14~15	<p><b>4-5-3 現場塗装工</b></p> <p>13. 下塗                      (5) 受注者は、現場溶接を行う部分及びこれに隣接する両側の幅10cmの部分に工場塗装を行ってはならない。                      ただし、さびの生ずるおそれがある場合には防錆剤を塗布することができるが、溶接及び塗膜に影響をおよぼすおそれのあるものについては溶接及び塗装前に除去するものとする。                      なお、受注者は、防錆剤の使用については、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p><b>4-5-3 現場塗装工</b></p> <p>13. 下塗                      (5) 受注者は、溶接や余熱による熱影響で塗膜劣化する可能性がある現場溶接部近傍に塗装を行ってはならない。未塗装範囲は熱影響部のほか、自動溶接機の取り付けや超音波探傷の施工などを考慮して決定する。                      ただし、さびの生ずるおそれがある場合には防錆剤を塗布することができるが、溶接及び塗膜に影響をおよぼすおそれのあるものについては溶接及び塗装前に除去するものとする。                      なお、受注者は、防錆剤の使用については、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	諸基準の改定に伴う修正
道-4-15	<p><b>4-5-3 現場塗装工</b></p> <p>15. 受注者は、コンクリートとの接触面の塗装を行ってはならない。ただしプライマーは除くものとする。また、箱げた上フランジなどのコンクリート接触部は、さび汁による汚れを考慮し無機ジंकリッチペイント30<math>\mu</math>m塗布するものとする。</p> <p>16. 検査                      (3) 受注者は、同一工事、同一塗装系、同一塗装方法により塗装された500<math>m^2</math>単位毎に25点(1点当たり5回測定)以上塗膜厚の測定をしなければならない。                      (4)～(5)省略                      (6) 受注者は、以下に示す要領により塗膜厚の判定をしなければならない。                      ①②③省略                      ④ 平均値、最小値、標準偏差のそれぞれ3条件のうち1つでも不合格の場合は2倍の測定を行い、基準値を満足すれば合格とし、不合格の場合は塗増し、再検査しなければならない。</p>	<p><b>4-5-3 現場塗装工</b></p> <p>15. 受注者は、コンクリートとの接触面の塗装を行ってはならない。ただしプライマーは除くものとする。また、主桁や縦桁上フランジなどのコンクリート接触部は、さび汁による汚れを考慮し無機ジंकリッチペイント30<math>\mu</math>m塗布するものとする。</p> <p>16. 検査                      (3) 受注者は、同一工事、同一塗装系、同一塗装方法により塗装された500<math>m^2</math>単位毎に25点(1点当たり5回測定)以上塗膜厚の測定をしなければならない。ただし、1ロットの面積が200<math>m^2</math>に満たない場合は10<math>m^2</math>ごとに1点とする。                      (4)～(5)省略                      (6) 受注者は、以下に示す要領により塗膜厚の判定をしなければならない。                      ①②③省略                      ④ 平均値、最小値、標準偏差のうち1つでも不合格の場合は、さらに同数の測定を行い、当初の測定値と合わせて計算した結果が、基準値を満足すれば合格とし、不合格の場合は塗増し、再検査しなければならない。</p>	<p>15 諸基準の改定に伴う修正</p> <p>16 基準書の記載に合わせた</p>

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (H28. 4. 1)

頁	改定前	改定後	摘要
道-4-16	<p><b>4-5-3 現場塗装工</b></p> <p>17. 記録                      (1) 受注者が、記録として作成・保管する施工管理写真は、カラー写真とするものとする。                      また、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに検査時まで提出しなければならない。                      (2) 受注者は、最終塗装の完了後、橋体起点側(左)または終点側(右)外桁腹板にペイントまたは、塩ビ系の粘着シートにより図4-2の例により記録しなければならない。</p>	<p><b>4-5-3 現場塗装工</b></p> <p>17. 記録                      (1) 受注者が、記録として作成・保管する施工管理写真は、カラー写真とするものとする。                      また、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに検査時まで提出しなければならない。                      (2) 受注者は、最終塗装の完了後、橋体起点側(左)または終点側(右)外桁腹板にペイントまたは、<b>耐候性に優れたフィルム状</b>の粘着シートにより図4-2の例により記録しなければならない。</p>	諸基準の改定に伴う修正
道-5-7	<p><b>5-4-5 プレキャストセグメント主桁組立工</b></p> <p>2. ブロック組立ての施工については、以下の規定によるものとする。                      (1) プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用にあたり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上で、かつ、表5-1に示す条件を満足するものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封し、原則として製造後6ヶ月以上経過したものは使用してはならない。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。                      なお、接着剤の試験方法としては JSCE-H101-2010 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤(橋げた用)品質規格(案)「コンクリート標準示方書(規準編)」(土木学会、平成22年11月)によるものとする。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p><b>5-4-5 プレキャストセグメント主桁組立工</b></p> <p>2. ブロック組立ての施工については、以下の規定によるものとする。                      (1) プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用にあたり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上で、かつ、表5-1に示す条件を満足するものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封し、原則として製造後6ヶ月以上経過したものは使用してはならない。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。                      なお、接着剤の試験方法としては JSCE-H101-2013 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤(橋げた用)品質規格(案)「コンクリート標準示方書(規準編)」(土木学会、平成25年11月)によるものとする。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	改定年度を反映
道-5-7	<p><b>5-4-5 プレキャストセグメント主桁組立工</b></p> <p><b>表5-1 エポキシ樹脂系接着剤の品質規格の標準</b>                      未硬化の接着剤                      試験温度 春秋用 20±2℃                      夏用 30±2℃                      冬用 10±2℃</p> <p>硬化した接着剤                      試験温度 20±2℃                      養生条件 20±2℃ 7日間</p>	<p><b>5-4-5 プレキャストセグメント主桁組立工</b></p> <p><b>表5-1 エポキシ樹脂系接着剤の品質規格の標準</b>                      未硬化の接着剤                      試験温度 春秋用 23±2℃                      夏用 30±2℃                      冬用 10±2℃</p> <p>硬化した接着剤                      試験温度 23±2℃                      養生条件 23±2℃ 7日間</p>	諸基準の改定に伴う修正

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (H28. 4. 1)

頁	改定前	改定後	摘要
道-5-7	<p>5-4-5 プレキャストセグメント主桁組立工</p> <p>(2) プレキャストブロックの接合面<del>の</del>レイタンス、ごみ、油などを取り除かなければならない。</p>	<p>5-4-5 プレキャストセグメント主桁組立工</p> <p>(2) プレキャストブロックの接合面は、<b>緩んだ骨材粒、品質の悪いコンクリート</b>、レイタンス、ごみ、油などを取り除かなければならない。</p>	諸基準の改定に伴う修正
道-6-1	<p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、<b>設計図書</b>において特に定めのない事項については、以下の基準類によらなければならない<del>る</del>。これにより難しい場合は、<b>監督職員</b>の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と<b>設計図書</b>に相違がある場合は、原則として<b>設計図書</b>の規定に従うものとし、疑義がある場合は<b>監督職員</b>と協議しなければならない。</p>	<p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、<b>設計図書</b>において特に定めのない事項については、以下の基準類によらなければならない。これにより難しい場合は、<b>監督職員</b>の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と<b>設計図書</b>に相違がある場合は、原則として<b>設計図書</b>の規定に従うものとし、疑義がある場合は<b>監督職員</b>と協議しなければならない。</p>	誤謬の修正
道-6-6	<p>6-5-3 覆工コンクリート工</p> <p>9. 受注者は、コンクリートの締固めにあたっては、<b>内部振動機</b>を用い、打込み後すみやかに締め固めなければならない。</p>	<p>6-5-3 覆工コンクリート工</p> <p>9. 受注者は、コンクリートの締固めにあたっては、<b>棒状バイブレータ</b>を用い、打込み後すみやかに締め固めなければならない。<b>ただし、棒状バイブレータの使用が困難で、かつ型枠に近い場所には型枠バイブレータを使用して確実に締め固めなければならない。</b></p>	諸基準の改定
道-6-6	<p>6-5-3 覆工コンクリート工</p> <p>10. 受注者は、覆工コンクリートの施工にあたっては、硬化に必要な温度及び<b>湿度条件</b>を保ち、有害な作用の影響を受けないように、養生しなければならない。</p>	<p>6-5-3 覆工コンクリート工</p> <p>10. 受注者は、覆工コンクリートの施工にあたっては、硬化に必要な温度及び<b>湿潤状態</b>を保ち、有害な作用の影響を受けないように、養生しなければならない。</p>	表現の変更
道-8-3	<p>8-4-6 横締め工</p> <p>PC緊張の施工については、以下の規定によるものとする。</p> <p>1. プレストレッシングに先立ち、以下の調整及び試験を行うものとする。</p> <p>① <b>引張装置</b>のキャリブレーション</p> <p>② <b>省略</b></p>	<p>8-4-6 横締め工</p> <p>PC緊張の施工については、以下の規定によるものとする。</p> <p>1. プレストレッシングに先立ち、以下の調整及び試験を行うものとする。</p> <p>① <b>ジャッキ</b>のキャリブレーション</p> <p>② <b>省略</b></p>	諸基準の改定
道-9-1	<p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋<b>塗装</b>・防食便覧 (平成<b>17</b>年<b>12</b>月)</p>	<p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 (平成<b>26</b>年<b>3</b>月)</p>	改定年度を反映
道-16-3	<p>16-3-6 歩道除雪工</p> <p>2. 受注者は、ハンドガイド<b>式除雪車</b>により施工を行う場合は、「歩道除雪機安全対策指針(案)」を参考とするものとする。</p>	<p>16-3-6 歩道除雪工</p> <p>2. 受注者は、<b>クローラ・ハンドガイド型除雪機</b>により施工を行う場合は、「歩道除雪機安全対策指針(案)」を参考とするものとする。</p>	工事工種体系ツリーとの整合。
道-17-1	<p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋<b>塗装</b>・防食便覧 (平成<b>17</b>年<b>12</b>月)</p>	<p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 (平成<b>26</b>年<b>3</b>月)</p>	改定年度を反映



長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (H28. 4. 1)

頁	改定前	改定後	摘要
道-17-9	<p><b>17-15-1 一般事項</b>                      2. 法面の施工にあたって、「道路土工一切土工・斜面安定工指針 のり面工編、斜面安定工編」(日本道路協会、平成21年6月)、「道路土工一盛土工指針 5-6 盛土のり面の施工」(日本道路協会、平成22年4月)、「のり砕工の設計・施工指針第7章吹付砕工、第8章プレキャスト砕工、第9章現場打ちコンクリート砕工」(全国特定法面保護協会、平成18年11月)及び「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工」(地盤工学会、平成24年5月)の規定によるものとする。これ以外の施工方法による場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p><b>17-15-1 一般事項</b>                      2. 法面の施工にあたって、「道路土工一切土工・斜面安定工指針 のり面工編、斜面安定工編」(日本道路協会、平成21年6月)、「道路土工一盛土工指針 5-6 盛土のり面の施工」(日本道路協会、平成22年4月)、「のり砕工の設計・施工指針第8章吹付砕工、第9章プレキャスト砕工、第10章現場打ちコンクリート砕工、第11章中詰工」(全国特定法面保護協会、平成25年10月)及び「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工」(地盤工学会、平成24年5月)の規定によるものとする。これ以外の施工方法による場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>諸基準の改定</p>

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (H28. 4. 1)

頁	改定前	改定後	摘要
港-1-1	<p><b>1-2-1 一般事項</b>                      3. 土の代替としてスラグ類（鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、熔融スラグ等）を使用する場合は、「港湾・空港等整備におけるリサイクル技術指針」の改訂について（平成24年3月30日）を参考にするとし、「循環資材の主な用途に対する環境安全品質と環境安全形式検査方法」の「土工」の基準を満足する試験成績表を受注者の責任において整備、保管し、<b>監督職員</b>または<b>検査職員</b>の請求があった場合は、速やかに<b>提示</b>するとともに、検査時まで<b>提出</b>しなければならない。</p>	<p><b>1-2-1 一般事項</b>                      3. 土の代替としてスラグ類（鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、熔融スラグ等）を使用する場合は、「港湾・空港等整備におけるリサイクル技術指針」の改訂について（平成24年3月30日）を参考にするとし、「<b>コンクリート用骨材又は道路用等のスラグ類に化学物質評価方法を導入する指針に関する検討会総合報告書（経済産業省産業技術環境局 平成24年3月）</b>」に示された循環資材の主な用途に対する環境安全品質と環境安全形式検査方法」の「土工」の基準を満足する試験成績表を受注者の責任において整備、保管し、<b>監督職員</b>または<b>検査職員</b>の請求があった場合は、速やかに<b>提示</b>するとともに、検査時まで<b>提出</b>しなければならない。</p>	表現の適正化
港-1-1～ 港-1-2	<p><b>1-3-2 砂</b>                      3. 砂の代替としてスラグ類（鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、熔融スラグ等）を使用する場合は、「港湾・空港等整備におけるリサイクル技術指針」の改訂について（平成24年3月30日）を参考にするとし、「循環資材の主な用途に対する環境安全品質と環境安全形式検査方法」の「地盤改良工、土工」の基準を満足する試験成績表を受注者の責任において整備、保管し、<b>監督職員</b>または<b>検査職員</b>の請求があった場合は、速やかに<b>提示</b>するとともに、検査時まで<b>提出</b>しなければならない。</p>	<p><b>1-3-2 砂</b>                      3. 砂の代替としてスラグ類（鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、熔融スラグ等）を使用する場合は、「港湾・空港等整備におけるリサイクル技術指針」の改訂について（平成24年3月30日）を参考にするとし、「<b>コンクリート用骨材又は道路用等のスラグ類に化学物質評価方法を導入する指針に関する検討会総合報告書（経済産業省産業技術環境局 平成24年3月）</b>」に示された循環資材の主な用途に対する環境安全品質と環境安全形式検査方法」の「地盤改良工、土工」の基準を満足する試験成績表を受注者の責任において整備、保管し、<b>監督職員</b>または<b>検査職員</b>の請求があった場合は、速やかに<b>提示</b>するとともに、検査時まで<b>提出</b>しなければならない。</p>	表現の適正化
港-1-2	<p><b>1-3-3 砂利、碎石</b>                      2. 砂利・碎石の代替としてスラグ類（鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、熔融スラグ等）を使用する場合は、「港湾・空港等整備におけるリサイクル技術指針」の改訂について（平成24年3月30日）を参考にするとし、「循環資材の主な用途に対する環境安全品質と環境安全形式検査方法」の「土工」の基準を満足する試験成績表を受注者の責任において整備、保管し、<b>監督職員</b>または<b>検査職員</b>の請求があった場合は、速やかに<b>提示</b>するとともに、検査時まで<b>提出</b>しなければならない。</p>	<p><b>1-3-3 砂利、碎石</b>                      2. 砂利・碎石の代替としてスラグ類（鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、熔融スラグ等）を使用する場合は、「港湾・空港等整備におけるリサイクル技術指針」の改訂について（平成24年3月30日）を参考にするとし、「<b>コンクリート用骨材又は道路用等のスラグ類に化学物質評価方法を導入する指針に関する検討会総合報告書（経済産業省産業技術環境局 平成24年3月）</b>」に示された循環資材の主な用途に対する環境安全品質と環境安全形式検査方法」の「土工」の基準を満足する試験成績表を受注者の責任において整備、保管し、<b>監督職員</b>または<b>検査職員</b>の請求があった場合は、速やかに<b>提示</b>するとともに、検査時まで<b>提出</b>しなければならない。</p>	表現の適正化
港-1-2～ 港-1-3	<p><b>1-3-4 石</b>                      5. <b>設計図書</b>の定めにより鉄鋼スラグ水和固化製人工石材を使用する場合は、「港湾・空港等整備におけるリサイクル技術指針」の改訂について（平成24年3月30日）を参考にするとし、「循環資材の主な用途に対する環境安全品質と環境安全形式検査方法」の「基礎工、本体工、被覆・根固・消波工、裏込・裏埋工（港湾工事）」の基準を満足する試験成績表を受注者の責任において整備、保管し、<b>監督職員</b>または<b>検査職員</b>の請求があった場合は、速やかに<b>提示</b>するとともに、検査時まで<b>提出</b>しなければならない。</p>	<p><b>1-3-4 石</b>                      5. <b>設計図書</b>の定めにより鉄鋼スラグ水和固化製人工石材を使用する場合は、「港湾・空港等整備におけるリサイクル技術指針」の改訂について（平成24年3月30日）を参考にするとし、「<b>コンクリート用骨材又は道路用等のスラグ類に化学物質評価方法を導入する指針に関する検討会総合報告書（経済産業省産業技術環境局 平成24年3月）</b>」に示された循環資材の主な用途に対する環境安全品質と環境安全形式検査方法」の「基礎工、本体工、被覆・根固・消波工、裏込・裏埋工（港湾工事）」の基準を満足する試験成績表を受注者の責任において整備、保管し、<b>監督職員</b>または<b>検査職員</b>の請求があった場合は、速やかに<b>提示</b>するとともに、検査時まで<b>提出</b>しなければならない。</p>	表現の適正化

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (H28. 4. 1)

頁	改定前	改定後	摘要
港-1-3	<p><b>1-4-1 一般事項</b>                      なお、骨材の代替としてスラグ類（鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、熔融スラグ等）を使用する場合は、「港湾・空港等整備におけるリサイクル技術指針」の改訂について（平成24年3月30日）を参考にするものとし、「循環資材の主な用途に対する環境安全品質と環境安全形式検査方法」の「コンクリート工、コンクリート製品又は舗装工」の基準を満足する試験成績表を受注者の責任において整備、保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、検査時まで提出しなければならない。</p>	<p><b>1-4-1 一般事項</b>                      なお、骨材の代替としてスラグ類（鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、熔融スラグ等）を使用する場合は、「港湾・空港等整備におけるリサイクル技術指針」の改訂について（平成24年3月30日）を参考にするものとし、「<b>コンクリート用骨材又は道路用等のスラグ類に化学物質評価方法を導入する指針に関する検討会総合報告書（経済産業省産業技術環境局 平成24年3月）に示された循環資材の主な用途に対する環境安全品質と環境安全形式検査方法</b>」の「コンクリート工、コンクリート製品又は舗装工」の基準を満足する試験成績表を受注者の責任において整備、保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、検査時まで提出しなければならない。</p>	表現の適正化
港-1-7	<p><b>1-6-6 コンクリート舗装用鋼材</b>                      1. <b>スリップバー</b>は、「JIS G 3112 鉄筋コンクリート用棒鋼（SR235）」又は「JIS G 3101 一般構造用圧延鋼材（SS400）」に適合しなければならない。</p>	<p><b>1-6-6 コンクリート舗装用鋼材</b>                      1. <b>ダウエルバー</b>は、「JIS G 3112 鉄筋コンクリート用棒鋼（SR235）」又は「JIS G 3101 一般構造用圧延鋼材（SS400）」に適合しなければならない。</p>	単語の修正
港-4-37	<p>4-16-2 上部コンクリート工                      1. 支保                      支保の施工については、本編第3章第11節型枠及び支保工の規定によるものとする。                      2. 鉄筋                      鉄筋の施工については、本編第3章第10節鉄筋工の規定によるものとする。                      3. 型枠                      型枠の施工については、本編第3章第11節型枠及び支保工の規定によるものとする。                      4. 伸縮目地                      5. コンクリート</p>	<p>4-16-2 上部コンクリート工                      1. 支保                      支保の施工については、本編第3章第10節型枠及び支保工の規定によるものとする。                      2. 鉄筋                      鉄筋の施工については、本編第3章第9節鉄筋工の規定によるものとする。                      3. 溶接                      溶接の施工については、本編第4章第27節雑工の規定によるものとする。                      4. 型枠                      型枠の施工については、本編第3章第10節型枠及び支保工の規定によるものとする。                      5. 伸縮目地                      伸縮目地は、<b>設計図書</b>の定めによるものとする。                      6. コンクリート</p>	誤謬 誤謬 項目の新規追加 追加による番号の変更

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (H28. 4. 1)

頁	改定前	改定後	摘要
区-4	<p>第8編 区画線設置工事                      第4章 常温式                      第12条 施工                      1. 材料の希釈</p> <p>塗料は専用シンナー10～20%で希釈し，作業性，接着性，仕上がりに適した一定粘度とするものとする。</p>	<p>第8編 区画線設置工事                      第4章 常温式                      第12条 施工                      1. 材料の希釈</p> <p>塗料は専用シンナー10%以下で希釈し，作業性，接着性，仕上がりに適した一定粘度とするものとする。</p>	<p>第6編道路編 第2章舗装                      第9節区画線工に合わせ                      修正</p>

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (H28. 4. 1)

頁	改定前	改定後	摘要
建-1-1	第11編 建築編 第1章 総 則 第2節 適用すべき諸基準 敷地調査共通仕様書 国土交通省官庁営繕部監修 (平成23年版)	第11編 建築編 第1章 総 則 第2節 適用すべき諸基準 敷地調査共通仕様書 国土交通省官庁営繕部監修 (平成27年版)	改定年度を反映

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 (H28. 4. 1)

頁	改定前	改定後	摘要
住-1-1	第12編 住宅編 第1章 総則 第2節 適用すべき諸基準	第12編 住宅編 第1章 総則 第2節 適用すべき諸基準 公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 国土交通省官庁営繕部監修（平成25年版） 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） 国土交通省官庁営繕部監修（平成25年版） 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） 国土交通省官庁営繕部監修（平成25年版） 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） 国土交通省官庁営繕部監修（平成25年版） 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編） 国土交通省官庁営繕部監修（平成25年版） 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編） 国土交通省官庁営繕部監修（平成25年版） 公共建築木造工事標準仕様書 国土交通省官庁営繕部監修（平成25年版） 建築物解体工事共通仕様書 国土交通省官庁営繕部監修（平成24年版） 敷地調査共通仕様書 国土交通省官庁営繕部監修（平成23年版） 建築工事標準詳細図 国土交通省官庁営繕部監修（平成22年版） 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編） 国土交通省官庁営繕部監修（平成25年版） 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編） 国土交通省官庁営繕部監修（平成25年版）	諸基準の追加